

## 令和元年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示69号

令和元年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月7日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年6月20日
2. 場 所 まんのう町役場議場

### 令和元年第2回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月24日（月曜日）午前 9時30分 開会

#### 出席議員 16名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 鈴木 崇 容   | 2番 常 包 恵    |
| 3番 小 山 直 樹  | 4番 京 兼 愛 子  |
| 5番 竹 林 昌 秀  | 6番 川 西 米希子  |
| 7番 合 田 正 夫  | 8番 三 好 郁 雄  |
| 9番 白 川 正 樹  | 10番 白 川 皆 男 |
| 11番 大 西 樹   | 12番 松 下 一 美 |
| 13番 三 好 勝 利 | 14番 大 西 豊   |
| 15番 川 原 茂 行 | 16番 田 岡 秀 俊 |

#### 欠席議員 な し

#### 会議録署名議員の指名議員

|          |            |
|----------|------------|
| 2番 常 包 恵 | 3番 小 山 直 樹 |
|----------|------------|

#### 職務のため出席した者の職氏名

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 議会事務局長 多 田 浩 章 | 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦 |
|----------------|-------------------|

#### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 町 長 栗 田 隆 義   | 副 町 長 栗 田 昭 彦      |
| 教 育 長 三 原 一 夫 | 総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志 |

|          |      |             |       |
|----------|------|-------------|-------|
| 企画観光課長   | 常包英希 | 税務課長        | 池下尚治  |
| 住民生活課長   | 細原敬弘 | 福祉保険課長      | 佐喜正司  |
| 会計管理者    | 黒木正人 | 健康増進課長      | 久保田純子 |
| 建設土地改良課長 | 河田勝美 | 農林課長        | 小縣茂   |
| 琴南支所長    | 萩岡一志 | 教育次長兼学校教育課長 | 香川雅孝  |
| 生涯学習課長   | 松下信重 | 地籍調査課長      | 岸本広宣  |

**○田岡秀俊議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

**○田岡秀俊議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、常包恵君、3番、小山直樹君を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

**○田岡秀俊議長** 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

6番、川西米希子さん、1番目の質問を許可します。

**○川西米希子議員** 改めまして、皆様、おはようございます。オフトークをお聞きの皆様もおはようございます。今、町内各地でヒマワリが美しい花を咲かせています。まんのう町内一面に生気がみなぎっているように感じます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより、通告に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

今回は、大きくは、マイナンバーカードを利用したマイキープラットフォーム構想とポイント制度、防災備蓄関係について質問させていただきます。

初めに、マイキープラットフォーム構想とポイント制度についてお尋ねいたします。

マイナンバーカードのマイキー部分、ICチップの空きスペースを活用して、行政サービスの効率化や地域活性化を図るマイキープラットフォーム構想が開始されています。

この事業のメリットとしては、マイナンバーカードの普及を加速させることや、地元特産品の購入拡大など、地域経済の活性化につながるものが上げられます。また、クレジットや携帯電話、航空各社が発行する未活用のポイントを活用することも上げられます。このほか、自治体独自のポイント付与が効率的にできるという点に私は最大の魅力を感じます。

住民が行う健康につながる活動やボランティアに対してポイントを付与し、これを自治体ポイントとして活用することができれば、介護予防活動への意欲やボランティアへの意欲も高まり、医療費の削減、助け合いのまちづくりなど、まんのう町の課題解決に役立つ有効な手段の一つにもなると思います。

このような趣旨で、本年3月定例会一般質問において、今後の取り組みのお考えをお尋ねいたしました。御答弁として、マイキープラットフォームについては、マイキープラットフォーム運用協議会へ参加する方向で進めております。各自治体がさまざまな実証実験を行っているようですので、そのあたりの情報を収集しながら、国の動きに合わせて、本町を活性化させるために何を活用できるかを考えてまいりたいと考えています、このようにいただきました。

自治体ポイントの付与については、住民参加型の各種活動を後押しする動きにもつながりますので、さまざまな視点から本制度の利活用について検討してまいりたいと思います、このようにいただきました。

上記2点の3月定例会後、御答弁の後ですけれども、進捗状況についてお尋ねいたします。御答弁お願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員の、マイキープラットフォームとポイント制度についての御質問にお答えいたします。

3月定例会一般質問におきまして、このマイキープラットフォーム構想、つまり自治体ポイント制度活用につきまして答弁をさせていただきましたが、その後、マイキープラットフォーム運用協議会へ参加手続を完了いたしておりますことを御報告申し上げますとともに、この協議会へは、香川県において、香川県を初め、高松市、まんのう町、綾川町など5市4町が参加いたしております。

本制度では、総務省が推進するマイナンバーを活用した消費活性化策において、各自治体にはプレミアムが付与される自治体ポイントの利用先について整備することが求められております。

現在、都道府県が設定する自治体ポイントの利用先は、原則としてオンラインショップの「めいぶつチョイス」のみとされており、加入している香川県では、本年度より香川県ポイント事業を開始する予定といたしております。

そして、ふるさと納税のふるさとチョイス（トラストバンク）に掲載している返礼品については、ほとんどのものがめいぶつチョイスサイトに2次活用することができることから、最も効率的であるとの説明をいただいておりますので、積極的に活用していきたいと考えております。

また、めいぶつチョイスの利用については、ふるさと納税と異なり、県、市町は自治体ポイントの決済のために購入者と販売事業者の間に入っているだけなので、自治体の財源の取り合いにはなりません。

次に、他市町の状況といたしまして、高松市のみが自治体ポイント事業を整備しており、「高松市ポイント」として、マイナンバーカードを活用して、クレジットカードなどのポイントやマイレージを丸亀商店街で利用できる「KAME券」や、めぐりん加盟店で利用できる「めぐりんマイル」に交換できるポイントサービスを行っており、この高松市ポイントを使って、いつものお店でお得に買い物ができるというサービスを行っておりますが、プレミアムポイント分が使用できるかどうか、現在、総務省に確認中となっております。

まだまだ本制度は始まったばかりですので、本町においても県内他市町の動向も踏まえつつ、現在、町内で使用しているポイントカード等での適用を目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。マイキープラットフォームについては、運用協議会への参加手続が完了したとの御答弁をいただきました。3月の質問での御答弁どおり進めてくださっているとのこと、ありがとうございます。

再質問させていただきます。

総務省はマイナンバーカードを活用した消費活性化策を計画的に進めています。本年の取り組みがプレミアムポイント付与に必要となる既存システムの改修等であり、マイキープラットフォーム等に関する積極的な広報、マイキーID作成支援や店舗募集等となっております。この最後の部分が、御答弁の自治体では利用先について整備が求められているとのことだと思います。

来年度の取り組みとして、自治体ポイントに対する国のプレミアムポイントの付与、地域でのポイントの利用により消費の活性化を図るという計画になっていると思います。

御存じのことであるとは思いますが、マイキープラットフォーム構想の中では、独自の自治体ポイントによる住民活動への支援ができるともされています。既に各種の実証事業にも入っております。昨年4月から神奈川県相模原市では、防災、交通安全、環境美化、地域福祉などの安心安全なまちづくりに資する活動を牽引した方に地域活動ポイントを付与しています。クレジットカード会社や航空会社などのポイントを市内の商店街などの買い物に利用できる相模原ポイントとして交換できるようにもしています。

自治体の工夫で、先ほど御答弁にもありましたけれども、さまざまな可能性があると思いますが、この部分について、ポイント付与、住民活動に対してのポイント付与について、町としてはどのように関心を持たれているのでしょうか。お尋ねいたします。自治体独自のポイント付与事業と独自の部分について、もう少し詳しく御答弁よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 川西議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず、6月4日に、今、議員御指摘のように国のほうから指針が出されております。その中でさまざまなメニューがあるわけなんです、事業によりましては財政経費が伴うも

の、それと要綱等を整備しなければいけないものがありますが、たちまちに議員おっしゃったように住民参画型、それについては経費も要しませんし、割と進みやすいとは考えておりますが、それにつきましても、住民へ十分周知させていただいて、そこから取り組みをさせていただく。住民参加型のこういった活動につきましても、住民のモチベーションを上げるためにも非常に有効であると考えておりますので、そういったことも進めていきたいと思っておりますし、先般、国のほうが指針を出した中で、令和４年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定して国は進めていくとありますので、その行程を見ながら、８月には行程めどが公表されるそうでありますが、それに伴って、国の補助事業でありますとか制度設計、そういったものが出てこようかと思っております。そういった動きを注視しまして、当町としてまず何から取り組めるか、そういったものも検証して、各部署連携をとって検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** ありがとうございます。御答弁の最後に言われましたように、各部署の連携もとても大切なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、住民活動の支援策として、参加すれば紙に判を押していただきポイントをとめていく、わかりやすく取り組みやすい従来型のポイント制度についてお尋ねいたします。

お得に楽しく健康づくりポイント制度、これは私がつくりました仮称ではございますけれども、このことについてお尋ねいたします。

私が初めて住民の活動についてポイント制度を導入することを提案させていただきましたのは、平成２２年１２月議会の一般質問においてです。あれから８年と半年が経過いたしました。その間、平成２６年、２８年、３０年、本年３月のマイキープラットフォーム構想を利用しての実施の可能性も含めて今回で６回目です。

平成２２年には、高齢者ボランティアポイント制度として、介護保険事業のうちで地域支援事業の取り組みの一つとして高齢者が行ったボランティア活動の実績を評価し、ポイントを付与し、ポイントを転換、交付金などを交付するという介護保険の中に有償ボランティアの仕組みを取り入れた制度の導入を提案いたしました。

人生１００年時代を迎えています。本来、健康づくりはみずからが実施することが必要であると思います。しかし、主体的健康づくりに向けての動機づけや、みんなで励まし合い、誘い合って、楽しくお得に健康づくりを行ったり、ボランティアに参加し、支え合いのまちづくりの担い手となることを少しでも支援していくことも町として重要なことだと思います。

仮称ではありますが、お得に楽しく健康づくりポイント制度の導入はできないものでしょうか。お考えをお尋ねいたします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員の御質問は、お得に楽しく健康づくりポイント制度（仮称）についての導入についてでございます。

少子高齢化が進行する中で、単に長生きするという寿命の長さではなく、健康で生き生きと暮らせる期間である健康寿命を延ばしていくことが注目をされております。

健康づくりは、多くの人が長く継続して取り組むことが何よりも重要と考えております。しかしながら、若者や健康に不安のない方の中には、健康づくりに関心が薄い方が多いのも事実でございます。

平成28年のまんのう町健康増進計画アンケート調査では、健康の維持のために意識的に身体を動かしている方の割合は、70歳以上では70.7%ですが、30歳代は38.2%、40歳代は39.6%と若い世代で低くなっております。また、県民健康・栄養調査でも、習慣的な運動をしているものの割合は、20歳から40歳代で低くなっています。

このような中、香川県では平成30年12月から「かがわ健康ポイント事業」を官民協働で構築し、県民一人一人の健康づくり意識の醸成と主体的な健康行動の定着化を図ることを目指しています。

かがわ健康ポイント事業は、個人で設定した運動、食事、生活習慣の改善目標を達成する。健康診断やがん検診を受診する。健康に関する事業やイベント、清掃活動などの社会活動に参加する。三つのチャレンジに挑戦することでポイントのため、一定のポイントに達すると、協力店での特典や抽せんにより賞品を受け取ることができる事業でございます。小学生以上の香川県民が対象で、日ごろのちょっとした行動で景品がもらえるため、運動を始めるきっかけになったり、運動を継続するモチベーションになるなど、インセンティブ策を設けることにより、若い世代や健康づくりに関心が薄い方への参加を促し、楽しみながら健康づくりにつながる試みとして期待をされている事業でございます。

また、本事業は国保の保険者努力支援制度（市町分）の評価指標に入っており、かがわ健康ポイント事業に本町も取り組み、国保財政への支援を確保したいと考えております。

県内でも独自で健康ポイント事業に取り組んでいる町もあるようですが、本町といたしましては、かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ」に取り組んでいただける町民が増加するよう、町主催の健康講座の受講や献血、社会奉仕活動など、町民の方が自主的に参加される機会にもポイントが付されるよう、ボーナスポイント対象イベントの紹介をふやすとともに、かがわ健康ポイント事業の普及啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。今の御答弁では、町独自の私が提案させていただきましたまんのう町版ポイント事業に取り組む予定は今のところはない。まんのう町としては、県の事業である昨年から始まった健康ポイント事業マイチャレンジかがわに協働する形で普及啓発に努め、献血や社会奉仕活動にもポイントを付与するようになりたい、このように言われたようにお聞きいたしました。

御答弁を受け、質問させていただきます。

県のこの事業は、第1回目が昨年の12月1日から本年の3月31日までの4カ月間を期間として実施されたものです。昨年、県が初めてポイント事業に取り組むと発表された後の9月議会の一般質問で、私は、県のこの健康ポイント事業とどのようにかわり、どう周知をし、どのようにチャレンジする人をふやしていくのでしょうかと質問させていただきました。

そのときの御答弁では、具体的には参加者の受け付け集計事務の協力、効果の検証、サービス協力店舗の募集などを検討していますというものでした。

今回、町のポイント事業として取り組むというお答えですので、お尋ねいたします。

前回、どのように周知、啓発に努められたのか。もう一点、効果を検証した結果はどうであったのか。参加者は想定していたよりも多かったのか、少なかったのか。御答弁よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

**○佐喜福祉保険課長** 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

かがわ健康ポイント事業についてお答えいたします。

平成31年4月末現在でまんのう町として登録されている方につきましては、ビギナー、プロ、スタートの3区分に分けて、合計34名の方が参加をしております。県全体といたしましては、1,914人が4月末の参加者でございます。

まんのう町といたしましては、福祉保険課の窓口で啓発用のパンフレットを置いて発行に努めております。しかしながら、なかなか参加者をふやすには至っておりません。県においても100万人の中の1,900人ということで、なかなか発展が進んでいないというふうに考えてございます。高松市においてですら、907人という数字で低調であります。

それから、効果検証につきましては、今後のことになってこようと思います。私ごとではございますけれども、この34人の中の1人ではございますが、なかなかこの事業に取り組んで加入はしておるんですけれども、県の事務局のほうから、再再三再四にわたり、メールで動きなさいよ、歩きなさいよという勧誘はございますけれども、なかなか歩けない状況でございますので、今後につきましては、もう少し加入者をふやす努力を、窓口にしおりを置くだけでなく、再度、もう少し深めた検討をしていきたいと思っておりますので、川西議員の質問への回答とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。御答弁の中にもありましたように、この事業は国保の保険者努力支援制度の評価指標に入っていると、このように言われました。だとするならば、前は4カ月で34名でした。私といたしましては、もう少したくさんの方が参加して下さったのかなというような期待も込めての質問でしたけれども、少なかったんだというのが実感であります。

しつこいようですけれども、前回の周知方法や回数、その結果をしっかりと検証して、今回、もう既にこのかがわ健康ポイント事業というのは始まっております。マイチャレンジかがわという名前で始まっております。これは、ことしは4月1日から来年の3月31日までの1年間ということで既に始まっておりますので、もう少し、国保の財政にかかわってくると思いますので、具体的に対象者の何割を目標とするのか、町として明確な目標を決めて取り組んでもいいのではないかと思います、この点、いかがでしょうか。再質問です。御答弁お願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 福祉保険課長、佐喜正司君。

**○佐喜福祉保険課長** 川西議員さんの再々質問にお答えいたします。

国民健康保険の保険者努力支援制度の中で、本事業の評価指標はございます。保険者努力支援制度への県からの国保への財政支援につきましては、総額が決まっております。各市町、私の思いとしては低調でございますので、それなりに保険者努力支援制度の評価は県からはいただいておりますというふうには考えてございます。

今後につきましては、もう少し国保の中で加入者をふやせるような方法を庁内といいますが、福祉保険課内で考えて実行してまいりたいと思いますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。以上、川西議員さんへの答弁とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。明確な数値の目標というのは、今、この場でいただけないとは思いますが、やはりこれは立てていただいて、その目標に向かって周知、啓発をしていただければと思います。

ポイント事業は健康への意識づけ、健康づくり、支え合いのまちづくり、社会参加への後押しなどが上げられます。どうか、今後とも、この事業をなさると決めたのであるならば、しっかりと目標を定めて力を入れていただきたい、このようにお願いいたしまして、御要望いたしまして、私の一つ目の質問は終わらせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 二つ目の質問に移ります。

二つ目は防災についてです。今回は備蓄品についてお尋ねいたします。

災害列島と言われる日本に住む私たちにとって、もはや災害は他人事ではなく、いつ自分の身に起こるかわからないと受けとめなければならないときを迎えています。個人として、自治体として、あらゆる角度からの準備が必要ではないでしょうか。まんのう町としての防災用品の備蓄について質問させていただきます。

町のホームページに掲載されている備蓄用品と実際の備蓄用品とのずれはないのかお尋ねいたします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの２番目の質問にお答えいたします。

一つ目は、町のホームページに掲載されている備蓄用品と実際の備蓄用品とのずれはないのかとの御質問ですが、現在、町のホームページで掲載しております防災用品の備蓄の情報について確認いたしましたところ、実際の備蓄用品とは品目、数量等に差異がございましたので、修正の上、公表させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。大災害時、備蓄しているとされていたものが実はなかったり、備えているのにないものとされ、活用されないようなことが大混乱の中でありませんように、定期的に修正をよろしくお願いいたします。

次に、備蓄品の具体的内容と今後の計画についてお尋ねいたします。

備蓄飲料また食料は、どのような災害を想定して、何人の人に何食、どのようなものを備蓄されているのか、また、今後の備蓄計画についても、後ほど、お尋ねしたいと思います。お願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員の二つ目の御質問にお答えいたします。

備蓄飲料、食料は、どのような災害を想定して、何人の人に何食、どのようなものを備蓄されているのか。また、今後の備蓄計画についての御質問でございます。

想定している災害につきましては、現在の想定では、最大規模の災害と言われております南海トラフ巨大地震を想定いたしております。

この地震におきましては、平成２５年８月に香川県地震・津波被害想定（第二次公表）におきまして、まんのう町内での避難想定人数が公表されました。人数といたしましては、避難所への避難者が２５０人、避難所外への避難者が１７０人となっております。仮定ではありますが、本町ではクラッカーが３，５７０食備蓄を行っており、単純計算で避難者一人当たり１４食となっております、ほかにも保存米（アルファ米）を備蓄食糧として保有いたしております。

飲料におきましては、保存水４，７４０リットルを備蓄しており、こちらも計算上、一人当たり１８．９６リットル、１人１日３リットルで約１週間程度対応できる量を保有しております。

また、今後の備蓄計画につきましては、県や他市町の情報交換を行いつつ、栄養管理観点にも着目し、備蓄品の品目の見直し等も検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。備蓄品について、特に飲料や食料については、全てが町任せでは無理であること、私たち住民もしっかりと備えをしなければならないと認識しております。

その上ではありますが、御答弁を受けて再質問をさせていただきます。

避難には指定緊急避難所と指定避難所があります。本町の指定緊急避難所は32カ所であり、指定避難所は31カ所であり、ほぼ同じです。指定避難所は災害の危険性があり、避難した方を災害の危険性がなくなるまで必要な間、滞在させる云々と定められています。しかしながら、まんのう町の備蓄場所は町のホームページに13カ所と載っています。小学校の体育館なども指定をされてはいますが、学校には防災ヘルメットの整備はしていますが、備蓄品は整備されておりませんとお聞きしています。計画的に指定避難所においては備蓄品の整備が必要なのではないでしょうか。今後の指定避難所への備蓄品の整備についてお尋ねをさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 川西議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

指定避難場所の備蓄の関係でございますが、冒頭の最初の質問で、ホームページに差異があったということで、品目も確かなんですが、その保管場所、今、13という言葉をいただいたんですが、当町の場合、27ありますので、それをまず訂正させていただきたいと思います。

27につきましては、まんのう町の公共施設、それぞれの拠点、例えば琴南で言うならば、琴南支所であるとか公民館、総合センター、そういったところへ備えつけております。

緊急時におきましては、1次から3次招集までありまして、職員がそれに伴って配置をします。その緊急レベルに合わせて、先ほど言いました27の拠点からそれ以外の避難場所へ物資を輸送するという事で割り当て分担も決めておりますので、またそういったことで、今年度に至っては職員の周知徹底ということもありますので、そのシミュレーションであるとか、訓練までできたらいいかなというふうにも考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** ありがとうございます。13カ所が27カ所ということは、これはかなりの違いだと思います。これは早急に直していただかないといけないかなと思います。

今、御答弁いただいた27カ所の中に小学校が入っているのかどうか、これをちょっともう一度お聞きしたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 答弁、長森正志君。

**○長森総務課長** 川西議員さんのただいまの備蓄の拠点施設でございますが、小学校、中学校については、今のところ、備蓄しておりません。近くの公共施設から速やかに行ける体制ということですが、状況によりまして、今後、小学校、学校単位、それも含めて検討するという事で、いざ緊急時に速やかに動ける体制を考えていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。私はやっぱり小学校にも備蓄品の整備は必要かなと思いますので、前向きに検討してくださればと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、備蓄品について有効に活用されているのかどうか、この点についてお尋ねさせていただきたいと思います。

賞味期限を迎える備蓄食糧、飲料はどのように有効活用されているのか、その有効活用の割合もあわせてお尋ねいたします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの、賞味期限を迎える備蓄飲料、食料はどのように有効活用されておるのか。また、その有効活用の割合についての御質問でございますが、賞味期限を迎える備蓄飲料、食料は、該当年度内に実施されております防災訓練や防災講話の際に住民の皆様への配布や炊き出し訓練等で活用をさせていただいておるところであります。

割合に関しましては正確な数値はございませんが、前回、更新時期を迎えましたクラッカーにつきましては、そのほとんどを防災イベント等で啓発を兼ねて配布させていただきました。さらに本年度賞味期限を迎えます保存米（アルファ米）につきましても、現在、7割程度を自主防災の活動の中で利用させていただいておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。有効活用については、100%ではないと。100%というお答えはいただいております。今、国のほうでも食品ロス対策として食品のロスをなくしていこうという取り組みが進められておりますので、こうした点からも、備蓄品に関しましても、全てを使い切ることをお願いしたいと思います。

また、備蓄品については、食料を除く資機材についても、劣化状況や使用の可否などを見ながら入れかえも必要かと思えます。町の備蓄品の中には救急箱も含まれていると思います。救急箱の中などは特に使用の可否などを考慮しながら、必要があれば早目に有効活用する方法も検討していただきたいと思います。

次に、大雨のときの避難に伴う取り組みについてお尋ねいたします。

大雨などで災害の発生が心配されるとき、オフトークで毛布や食料を持参しての早目の避難を呼びかけていますが、大雨の中、毛布を持ち歩くことは現実的ではありません。寒い冬には防寒、夏には防暑対策になる軽量でコンパクトなアルミブランケットを備蓄品に加えてはどうでしょうか、お尋ねいたします。御答弁よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの、軽量でコンパクトなアルミブランケットを備蓄品に加えてはどうかとの御質問でございますが、町といたしましても、軽量でコンパクトなアルミブランケットは災害時有効であると考えております。住民の皆様に対しましても、災害

時非常用持ち出し袋を各家庭で御準備いただくようにも周知を行っております。

川西議員さんもおっしゃられたように、アルミブランケットは軽量でコンパクトですので、非常用持ち出し袋にも収納可能かと思いますので、避難の際にも支障になりにくいと考えます。さらには、価格も１００円均一で取り扱いがありますので、各家庭で備蓄していただければと考えます。

町といたしましては、地震等災害の緊急の際には対応できるように毛布を備蓄いたしておりますので、現在のところ、アルミブランケットの備蓄は行っておりませんが、補助的な備蓄資機材として検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございます。ぜひ各避難所に整備をしていただければと思います。大雨のとき、大きな毛布を持って避難することは危険ですし、毛布が持ち出せないのも、避難を諦める人がいれば、余りにも気の毒です。保管にも場所をとらず、軽量のため、子供や御高齢者でも取り出しやすく、アルコールで消毒をすれば、毛布のようにクリーニングの必要もありません。避難所に必要であれば、すぐに使えるように整備しておくことも可能ではないかと思えます。よろしくお願いいたします。

子育て支援にもかかわってきます赤ちゃんのミルクの整備について、続きまして質問させていただきます。

本年３月、常温で保存が可能な液体ミルクが発売されました。液体ミルクで期待されているのは、災害時の活用です。災害時にはストレスや疲れで母乳が出にくくなることもあります。液体ミルクは粉ミルクのようにお湯で溶かす必要もなく、哺乳瓶に移しかえれば、すぐ与えることができます。また、そのままストローで飲ませることも可能です。災害時に大きな缶ミルクを持ち出すことは容易ではありません。

２０１４年に熊本で発生した熊本地震の際、フィンランドから救援物資として液体ミルクが届けられたことで、その必要性が認識されるようになりました。粉ミルクに比べて費用が割高であること、保存期間が余り長くないこと、まだ認知度が低いことなど課題もありますが、既に備蓄品として整備をしている自治体もあります。災害時の負担軽減は、さらなる子育て支援にもつながるのではないのでしょうか。

本町としても、今後の災害用備蓄食糧等として、液体ミルクと使い捨て哺乳瓶が御検討の対象となりますように御要望いたします。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの、液体ミルクの備蓄についての御質問にお答えいたします。

２０１８年８月に法制度が整い、最近では国産の液体ミルクが発売されました。液体ミルクと粉ミルクの違いといたしましては、計量やお湯に溶かす必要がなく、常温ですぐに飲め、衛生的です。しかしながら、議員さんもおっしゃられておりましたように、粉ミルクに対して高価であり、かつ、保存期間が短く、また、冬場であれば温める必要もあると

いうようにデメリットもございます。

町では備蓄しております粉ミルクの有効活用を行うため、こども園に賞味期限を迎える半年前に提供し、賞味期限切れによるロスをなくし、備蓄品を循環いたしております。

国内におきましても液体ミルクはまだまだ浸透しておらず、まんのう町内のこども園等での利活用で難しい点もございます。

使い捨て哺乳瓶については、消毒が要らず、すぐに使える、持ち運びが軽いなどのメリットがありますが、価格や保存性、乳児との相性など問題点もあるため、現在は通常品を備蓄いたしております。

今後、国内でも液体ミルク、使い捨て哺乳瓶のさらなる開発、利用が進み、安全性や有効性が広く浸透してまいりましたら、町といたしましても乳児用の初動備蓄品として検討してまいりたいと考えております。

災害発生時に行政が担えることにも限りがあり、安全確保や避難所生活におきましては、住民の方の協力なくしては成り立たないと考えております。

また、備蓄品に関しましても、各家庭で3日から1週間分をあらかじめ確保いただくように現在は言われております。

行政として住民の皆様を支援するように努めますが、全てを賄うことはできません。そのため、自助、共助の部分が重要となってまいりますので、今後もその強化、啓発や自主防災会への補助、防災講話を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。まだ液体ミルクは本年3月に発売されたところであり、住民の子育て世代の皆さんにも十分に認知が広がっていないと思います。液体ミルクが広く認知されれば、災害には赤ちゃんを持つ保護者の方々の大きな助けとなります。

機会を捉えて、液体ミルクが発売された、災害時の利用が期待されている、災害時に利用するためには、ふだんから赤ちゃんの味にならしておく必要もある、このようなことからでもお伝えいただければと思います。

情報収集しながら、時期を逃さずに、赤ちゃんの液体ミルク、使い捨て哺乳瓶についても前向きに検討いただきますように、いま一度、要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、6番、川西米希子さんの発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可します。

**○三好勝利議員** 私の質問は、きょうは2日目ですけど、きのう、きょうと非常にレベルの高いハードな質問ばかりで、町長も頭が相当疲れたと思いますけど、私の質問は非常に簡単で、日常生活に不可欠な問題だけです。非常に内容は簡単です。ただし、非常

に毎日の生活に欠かせない問題です。

まず、1点目として、そこを走っている丸亀三好線の改良について。もう大分できましたけど、一部できているところと、そこの中でまた改良せねばならないところがあります。

まず、1点目といたしまして、その四条の交差点ですか、大きい交差点、1日の子供さんの通行量としては恐らく町内最大やと思います。

(大西樹議員退席 午前10時17分)

それからもう1点目は、真ん中の、そのマルナカの西側の狭い幅員3メートルちょっとの、これが普通県道かと言われるような道路があります。皆さん、びっくりしております。町道の一部かと聞かれますけど、あれは丸亀三好線の県道の一部です。県道が、合併して何年になるんやと。やるやるいうて、くだけ立ててまだ済んでないやないかと。非常に危ない。大きな事故には至ってないけど、毎日ぐらい接触事故をやっておると。接触事故ぐらいやから、少しお金出したら終わるわというふうを考えるか、それとも早急にやっていたか、私は早急にやっていたきたいという意見がありますし、地元の自治懇談会のときにも、毎回、恐らくあそこの路線は出とるはずで、要望書として。私も見せていただきましたけど。早急にやっていたかなければならないんですけど、町単独ではできない。県道ですから、県に申請するのは我々個人ではいかん。やっぱり町を挙げて申請していただくというのがございます。

まず、四条の交差点から入ります。これで3回か4回、ひょっとしたら5回ぐらい今までに質問させてもろとるんじゃないですかね。あそこは県の方だから、県がうんと言わなきゃできない。必要やけど非常に難しい。絶対に要らないとは言われてないです。

ただ、あの大きな交差点を改良となると、大きな物件がありますので、物件の地権者の了解を得て買収するとなると、相当な金額も要ります。そこで、早急にやっていたきたい。今回の改良が非常に難しいのだったら、信号機のサイクルを変えていただく。聞いてみたら、コンピュータの部品を変えと、すぐできるそうです。

(大西樹議員着席 午前10時19分)

私が前にも提案しましたが、押しボタンを押すと、歩道だけは全部東西南北歩けます。車は東西南北全部ストップになります。これほど安全な歩道の渡り方はありません。この辺にないです。仲南地区に1カ所ありますから、もしなんやったら見に来てください。歩道のボタンを押すと、四隅全部車がストップになって、歩道だけ往来ができます。次、その歩道が終わると、車が全部普通のサイクルで、東西南北が交代に30秒か40秒ぐらいのサイクルで行き来できるようになります。そのときには歩道には人が1人もいないわけですから、歩道でとまる必要もないです。非常に安全です。安心です。そういうのを見た方は、非常にこれは最高の構造といいますか、サイクルだなと思われそうですが、見てない人は、果たして、車を両サイドストップすると、かえって混雑するのではないかと。1回は、ここでお願いしたら、四条の交差点は車の往来が非常に多いからできんのだと。車が 많이からしていただくんで、1日に50台や100台ぐらいしか通らん交差点だったら要

りません。あそこは町内では協栄農協の横の高架の陸橋になつとところの大きな交差点の次に交通量が多いと思います。人間の大人、幼稚園、小学校、生徒の交通量は恐らく、はっきりは調べてませんが、町内では一番多いのではないかなと思います。

ちなみに、調べてもらってみると、幼稚園、保育所の生徒が約41名、小学生が153名、合計で194名、約200名の生徒が、朝、夕方、通ってます。今のところ、大きな大事故にはつながっておりませんが、最近、各地区で報道されたように痛ましい事件、事故がたくさん起こっております。

そういう中で、早急に町を挙げて、町から県に申請いただく。県の者が見に来て。見に来て、1回は、職員の方は、おたどこですかといったら、津田のほうから、県庁へ勤めて、配置になって、中讃土木事務所に来ておると。我々、この近辺のものは、毎日、あそこを見とるわけですから、全然知らない人が見に来て、どうだろうかといっても、やっぱりわかりません。それは町でまとめて、町を挙げて、町長か建設課長が県のほうへ強力にアピールしていただきたい。

その役場の出たところのちょっと斜めになった歩道のところは、地元の議員さんが、毎日、朝7時から7時50分ぐらいまで、土日、春休み以外は立哨で安全を確保していただいております。

そういう中で、そのマルナカの交差点は後として、その四条の交差点の改良といいますか、システムの変更を町のトップとして、事故が起こらないうちに県のほうへアピールしてやってやろうと言われるかどうか、それをまず第1点目、お願いしておきます。あんなのところは面倒くさいから、邪魔になってせんでもええがというんだったら、それでも結構やし。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員の四条交差点についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の案件につきましては、平成27年5月に地元関係者から要望書及び意見書が提出されました。そのときの内容といたしましては、県道まんのう善通寺線と県道高松琴平線の交差点において、地域の高齢者や子供たち、交通弱者の安全な道路横断を確保するために、現在の歩道用信号機を歩車分離式スクランブル方式の信号機に変更するというものでございました。そのときの意見といたしましては、スクランブル交差点への要望がある一方で、PTAでは賛成でも反対でもないが、スクランブルにするとさまざまな問題が発生するのではないか。例えば、渋滞に巻き込まれた場合、黄色信号で急いで通行する車がある。そのために車同士の事故や歩行者との事故が多発する可能性がある。また、渋滞中の車の間を渡って通行する歩行者や自転車が出てくる可能性がある。また、地元自治会では、自治会内で話し合った結果、スクランブル交差点にした場合に、高齢者や子供の安全は確保されるが、今以上の渋滞が発生するので反対である。ほかの方法で高齢者や子供の安全を図ってほしいとの意見が寄せられました。

こうした経緯があったことや、交差点改良するにも用地の確保が必要であることから、

きょうまで現状のままとなっておるところでございますので、御理解賜りたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 三好勝利君。

**○三好勝利議員** わかりました。前回とは全然進展してないというのは十分わかりました。私も浅学非才ながらこの場で訴えて、さっきは27年と言われてましたね。その前も訴えてます。たしかこれで3回か4回ぐらい、議事録調べてください、なってます。

ただ、地元の方には失礼ですけど、車が渋滞するのではなくして、歩道の上が赤になるとから、誰も渡らない。スムーズに車がロータリー方式で回転できるわけです。ですから、一度、試験的にやったら、後は難しいと思うけど、試験的にやって、地元の方とも話したんですけど、車がつかえれば、つかえるのではなくして、歩道は歩道、車は車で分離すると、かえってスムーズに流れるというのを専門家に聞いておりますし、私も現に近くにそういうスクランブル信号がありますので、立哨のときに見たら、非常に便利で安全だなと思っております。

なお、県のほうもいろいろ事情はあると思いますが、物件の買収となると、非常に地権者の関係で、ちょうど交差点ですから、大きなビルもありますし、商店もありますし、片方は銀行と、もともと農協の倉庫であったスーパーのほうができてますけど、それでもやはり大きな事故が起こる前に、あれだけ難しい交差点、1日200人ですよ、子供さんが、大切な命の方が。それと一般の方を交えると、300人から400人ぐらいが、片方で200人ですから、子供さんだけで400人、大人が100名としますか、買い物とか病院とか行くのに。それを入れると、相当な方があそこの交差点を利用しとるわけです。行って、見てください。ですから、大きなあれが起こらないうちにやっていただく。車が停滞するかどうか。停滞すれば、その時点で、やっぱりやってみて悪い場合は、すぐ切りかえるというのが基本ですけど、我々行政の場合は、一旦やると、なかなか次のサイクルに持っていくのができない、お互いメンツの立て合いばかりやって。これほどやはり、最近、痛ましい事故が全国的に報道されておりますので、あその場合は、片側2車線ですから、余りスピードは出ないですけど、ぜひもう一度、町長さん、検討していただいて、町のトップとして、大事な子供、高齢者をあずかる責任者として決意を。

地元の反対は一部あるかもしれませんが。反対があつて何もできんのだったら、町の発展はないわけですから、私が聞いとる方、恐らく反対の人は、あのくそばかやめさせてしまえと言われるかもわからん。それは言う人は言うし、なるほどな、子供の安全が大事ななといって理解していただく方もあります。現に聞いております。ぜひともそこのところ、町長さん、再度。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

三好議員さんおっしゃられるとおり、最近、子供の犠牲者や高齢者の運転操作ミスによる事故のニュースが大変多くなっております。こうした状況を目の当たりにいたしますと、犠牲者を少しでも減らす安全な交通対策はぜひとも必要であると考えております。

交通安全を見守ってくれております警察署員、そして交通指導員、保護者や地域の方々の活動に期待するとともに、交差点で安全に通行できるような手だて、対策を、引き続き、県警や県土木とも協議してまいりたいと思いますし、スクランブルを試験的にできるかどうかということも検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 三好勝利君。

**○三好勝利議員** だんだん時間が迫っております。町長さん、思い出してください。合併して当初、合併したその春だったと思います。今のもと仲南中学、仲南小学校の帆山地区、後山地区からですから、南からですか、上がってくるところに非常に危ない箇所がありました、変則の3差路になって。町長さんに来ていただいて、PTAの方にも来ていただいて、そこで実証検分していただいて、判断していただいて、即できたでしょ。あれからこっち、本当にスムーズにいつてます。あれがなかったら、絶対にといったら失礼ですけど、事故が起きると思っています。それも地権者の協力でのりを起こしたら、ちょうど山が三角になって、その三角の天端を飛ばしたら、次の土地ができた。一石二鳥でほとんど金がかからずに信号ができた、町長さん、覚えとるでしょ、朝、来ていただいて。

やはりそういうのを、一番、県の人、朝のラッシュのときに来ていただいて、現物を見ていただくと。10時か11時ぐらい、途中で休憩して来て、全然歩きよらん少ないときに来て見てもわからんわけです。町長さん、あれだって、9時か10時ぐらいに来て、生徒が済んだ後やったらわかってないですよ。ちょうど通学のときに、朝、早うに来ていただいて、現場視察して、陳情を受けて、よっしゃわかったといってやって、二月ぐらいでできたと思います。あれからおかげで事故が起こらずに安全にしておりますから、ありがとうございます。

そういう経緯を、やっぱり現場で一番混雑しておるときを見ていただいて、判断していただくというのを、ぜひともこの際、こういう御時世になってますから、大きな犠牲が出るまでに、サイクル信号とガードパイプですか、車が通る、人間だけ歩いて、ちょっとまだあいたところがありますから、片方が商店の場合は、それは商店の人と相談せんと難しいと思いますけど、ぜひともその点を、よし、わしの才覚でやってやろうと言われるかどうか、よろしくお願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

道路は県道の交差点でありますし、私の一存というわけにもまいりませんので、警察、また中讃土木等とも十分協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 三好勝利君。

**○三好勝利議員** 町長さん、同じ決意表明で、十分協議してまいりますというのを、これで3回か4回聞きました。非常に難しいのはわかっております。難しいけど、それをやっぱりクリアして安全確保するのが、町をあずかる最高責任者の私は責務だと思ってま

すから、ぜひとも今回は強力に、反対の方もおりますし、賛成の方もおります。まず高齢者、子供さんの命がかかっておるわけですから。また、ちょうどあそこには道路の東側には公民館もあるし、道路の西側には大きな300人、400人入る農改センターもあります。毎日、ウォーキングに来ている方もおられます。まんのう町でもともとあそこに役場があったということは、まんのう町の中心地でございますので、ぜひともよろしく願いしておきます。

これで、1点目の質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

**○三好勝利議員** 2番目というか、今の丸亀三好線の中で四条の交差点、続いて、マルナカの西側の交差点、連続でかまんか。いかんかったら、一つ一つ、時間あるん、どんな。マルナカの、初め西側の。

**○田岡秀俊議長** 1番目の続きですか。

**○三好勝利議員** 続き。私の言い方が間違っと思った。1番目に四条交差点とマルナカ西側と言ったと思うんやけど。

**○田岡秀俊議長** そしたら、2番目でなくて、1番目の続き、再質問ということでお願いします。

**○三好勝利議員** 時間がなかったら、どこか削りますから。四条マルナカの西側のさっきも言ったように県道ですが、皆さん、これが県道かと。農道でももうちょっとちゃんとしとるぞと、農道と言ったら失礼ですけど。ですから、県のほうも予算配分していただいて、町の歴代の課長も相当交渉に行っていたというのは聞いております。けさも通りました。仲南方面からお不動さんの峠を越えて役場へ来るのと、下を回って、大西鉄工のところ、満濃池の下あれを回ってくるのと、1.4キロ違います。はかってください。往復で2.8キロ、約3キロ違うわけです。10日通えば、30キロ違うわけです。

そういう中で、非常にあそこの交通量が多くなっておるし、高齢者が非常に多いので、接触事故がちょこちょこあるそうです。ぜひとも、町長さん、今の現状と、これも一緒、県のやから、県がするまで放っとくというか、町を挙げて強力にアピールしていただくか、そのところをよろしくをお願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの丸亀三好線の改良、県道丸亀三好線の一部未改良地区において早急に改善を願いたいという御質問にお答えいたします。

議員御指摘の案件につきましては、長年懸案となっております案件であり、本町におきましても、毎年度、事業主体である香川県に提出する要望書の中で、特に強く要望する箇所として、毎回、明記いたしております。

また、本年度に入り実施した中讃土木事務所との打ち合わせの中でも、当該案件の早急なる完成を強く要請するとともに、本町といたしましても、できる限りのことは全面的に

協力する旨を申し伝えました。

また、今年度に入ってから、県の動きとは別に、地元町として個別に地元関係者とお会いし、協議も実施いたしております。

香川県といたしましても、また本町といたしましても、事業に着手した以上は、その早期完成を願うことは当然でございますし、そのための努力も惜しみません。ですが、公共事業においては地元調整、そして地元の協力が不可欠であり、こうした点の理解を得ながら、県とともに早期完成を目指し、今後とも推進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 三好勝利君。

**○三好勝利議員** わかりました。今、町長が答弁いただいたのも、私が質問したのと毎回同じ、それぐらい私も覚えてる。同じ内容の返答です。前へ向いて行っておりません。水路がいかんのか、それとも地権者が反対するのか、それとも交通量が少ないからええかと、将来、丸亀三好線廃止するかと、そういう点があるんだったら、またお願いしたいですけど、やっぱり相当交通量が多いわけなんです、あそこは。ですから、完全な7メートルも8メートルもの県道サイズではなくして、町道の4メートルか5メートルぐらい、あの狭いところ、その部分だけでも改良してもらえんかという一般の強い要望です。通ってみてください、本当に狭いですから、一部分だけ。あとはできてます。できたところでも、やはりポールを立てて通らさんようにするんでなくして、そのできたところからでも通してくれたら、交差ができます。

それから、こっちから行くと、一番手前のマルナカの駐車場の横の清の製材ですか、製材の間は十分幅があります。あれでも交差してやっていけます。そのちょっと向こうに水路があって、非常に狭くなっておる。せめてあの水路で、あそこで仮設でふたができんもんだらうかということも出ております。ぜひとも、その点、早急に。あの中へ一、二回、軽の車が川の中へ横になったことはあると聞いております。ぜひとも、こればかりといっても非常に大事なことですから、町長さん、再度、この次は前進した話をぜひともお願いしておきますから、よろしくお願いします。その返答をちょっと、今、議事録に残さないかんですから。私が言った分の返事を、同じことを4回か5回、私、聞いてますから。それじゃなくして、前へ向いて行く。そんなに難しい、大きな山を削る、大きな8階建てのビルをのけるような問題と違いますから、だから一般から見ると、おまえらやっぱり怠慢と違うんかと、言いよるんかと。実際、私も毎朝通ってますから、非常に不便さを感じておりますと。町長さんも聞いておるでしょ。その部分を町長さんとして、再度、同じ答弁じゃなくして、ことしじゅうとか、来年とかは非常に難しいと思いますけど、町長さんの強い決意をぜひともお願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの質問にお答えいたします。

県道丸亀三好線の改修工事につきましては、今まで、毎年、できるところから全て道路

拡幅工事をやってまいりました。しかしながら、議員さん御指摘のように、マルナカの南へ上がったところの一部が改修ができてない部分になっております。そういうことで、町といたしましても、県と一緒に話をして地元へもしておりますが、やはり水路の問題、また、用地の問題等で、なかなか地元の地権者の方の理解が得られていないのが、今、現状でございますが、回を重ねて努めて協力できるように話に行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 三好勝利君。

**○三好勝利議員** わかりました。仲南地区でも、本当に丸亀三好線では苦勞しましたが、昔の、30年ぐらい前の幅員と今の幅員だったら全然違いますから、峠の西真野のお不動さんのキューカーブにしてもあれをしていただいたおかげで本当に便利になりましたし、安心・安全になりました。ぜひともお願いしておきます。

同じことの繰り返しですから、これで終わっておきます。

**○田岡秀俊議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

**○三好勝利議員** 2番目として、時間がありませんので、これも簡単に申し上げる。現在ある町道、農道の改良というんで、やはり町道、農道の幅員の狭いところを1メートルぐらい広げていただきたいという要望なんですけど、これをやりよったら、全部やったら相当な数になりますけど、やはり重要な地点から、特に狭いところ、交通事故の多いところ、日常生活に非常に多くの方が利用しておるところからお願いしたいと思っておりますけど、町道や農道や人口がどんどん減っておるのに、これ以上、道路は要らんが、道路を少し5本ぐらい閉鎖したらええと言われるか、そのところ、町長、ちょっと済みませんけどお願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの、町道、農道の改良についての御質問にお答えいたします。

今年度開催されました町政懇談会の資料にも記載いたしておりますが、道路の維持修繕工事につきましては、毎年度、多くの要望をいただいております、要望箇所の現地確認を行った上で、損傷の激しいところから順次工事を行っておりますが、予算的にも限りがあり、緊急性の高いところは別として、要望をいただいてもすぐには実施できず、何年かお待ちいただく状況が続いており、まことに申しわけなく思っております。

また、用地取得を伴うような拡幅改良につきましては、現在、維持修繕に予算を集中配分しておりますことから、地元請願の補助事業や県営事業は別といたしまして、まんのう町全体では年間数本にとどまるというのが現状でございます。

議員御指摘のとおり、最低限、緊急車両が通行できる程度の幅員を確保することが望ましいことは言うまでもございませんが、現状、このような状況にあるということを御理解いただき、町としてもできるだけ頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

たします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、三好勝利君。

**○三好勝利議員** あれ、事務局長、時計合つとるやろな。あと20分ぐらいあるかと思ったら、はや10分になつとる。こっちは16やな。

町長さんの決意はわかりました。これも早急にお願いするんですけど、用地買収とかいうのでなくして、こういう地元から申請が出た場合は、全て土地を提供すると。ついでに水路も改修すると。そういう条件で、ある方は、あいつ要らんこと言うたと言われるかもわからんけど、喜んでいただく方も、さっきの交差点と一緒においでますから、ぜひともこれを進めていただいて、やはり安心・安全で通れる、また、緊急車両が十分できる、緊急車両の入らんところは約6割ぐらいはあると思います。そういう中で、ぜひとも急ぐところから、特に狭いところから、地元へ打診して、用地提供できるところから工事を進めるということで、ぜひともお願いしておきます。それを町長は今の用地の買収が難しいと言いましたけど、私はやっぱり用地を提供していただけたところから、順次、予算と照らし合わせて、緊急性のあるところからやっていくということを、町長さん、再度、お願いしておきます。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

道路の拡幅につきましては、どうしても用地取得が前提ということになりますので、地元の協力をいただける箇所から、順次、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 三好勝利君。

**○三好勝利議員** これは、町長さん、最後、地元の協力できるところからやるという決意をいただきましたので、これで2点目の質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

**○三好勝利議員** 3番目といたしまして、またこれは同じことを言いよるなと言われます。デマンドタクシーの増便について。

なぜかという、高齢者が多くて、免許返納者が多くなっております。免許返納すると、本当に乗れなくて困っております。そういう中で、デマンドタクシーの増便を、すぐには難しいでしょうけど、来年度予算にかけて、業者との兼ね合い、商工会との兼ね合いもありますけど、そんなことは考えておられないと言われるか、将来的にデマンドタクシーをふやしてやろうかと。ふやしていただきたいという意見もあります。最近、喫茶店とか、うどんを食べるとか、カラオケとか、そういうのをデマンドタクシーで出て、2時間、3時間、楽しんで帰られる、足の不自由な方がおられますので、その辺を十分配慮していただいて、これからますますふえると思います。それには、先ほどの町道、農道の狭いところを少し幅員を拡幅させていただかんと、非常に危ないですから、そのマルナカの西側の

あれなんかも、朝行くと、デマンドタクシーが相当通ってます。でも、デマンドタクシーが来ると、あと1台も通れんわけです、県道でありながら。そういう不便さがありますから、ぜひとも、町長さん、お願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの、デマンドタクシーの増便についての御質問にお答えいたします。

御存じのように、町のデマンドタクシーは町内のタクシー会社3社にお願いし、各旧町区域内を運行エリアとして定時区域運行の形態をとっております。

満濃・仲南地区につきましては1日7便、琴南地区につきましては、移動距離が多いことから、1日4便で運行いたしております。

また、各便の運行間隔は、満濃・仲南地区につきましては1時間から1時間30分、琴南地区につきましては2時間から2時間30分となっております。

さて、御質問のデマンドタクシーの増便についてでございますが、実現のためには、運行の時間帯を拡大し、便数をふやす方法や、運行間隔を狭めることで便数をふやす方法が考えられます。実際には、運行の時間帯の拡大をするには、1便目は8時の便では、約30分前に車庫を出発するようになりますので、7時30分ごろからの運行となり、最終便は、満濃・仲南地区は16時便、琴南地区は15時30分便で利用者を送り届け、運行を終了するのは17時ごろとなることから、1便目の前や最終便の後に増便する場合、1日のデマンドタクシー運行時間が8時間を大きく超えることとなりますことから、現在、各地区1名の運転手で1日の運行を行っておりますが、労働環境面や車両運行の安全面から、各地区1日当たり2名の運転手を確保しておく必要が生じますことから、各タクシー会社には今以上の人的な負担をお願いすることになります。

また、運行管理面でも、予約を1便目以外はその便の30分前まで受け付けしていることや、運行終了後の事務処理等もあることから、こちらにつきましても、少なからず人的な負担をお願いすることとなり、町の判断だけでなく、タクシー会社と商工会の協力体制が不可欠となり、三者協議の上、実現可能かどうか判断することになるかと思えます。

次に、運行間隔を狭め、現在の運行時間内で増便する方法につきましては、利用者を迎えに行き、目的地まで送り届けるためには、予約の状況にもよりますが、1便運行するために満濃・仲南地区では1時間程度、琴南地区では2時間程度の時間が必要です。そのため、運行の間隔を短くするためには、各地区1台の車両では間に合わないため、車両の増台と運転手が追加で必要となります。

さらに、予約の受け付けにつきましても、便数がふえれば、予約の電話の数もふえることが予想されますので、時間帯によりましては対応するオペレータも増員しなければ対応できない可能性があり、こちらの方法につきましても、タクシー会社と商工会との調整が必要となってまいります。

車両などの設備面の問題でありましたら、補助金等で解決できる可能性がございますが、

運転手やオペレーターの増員などの人的な面につきましては、金銭面だけの問題ではないため、町とタクシー会社、商工会の３者で今後も維持可能な制度設計が必要となりますので、現行サービスの今後の展開方針も考慮しながら、交通弱者救済のための協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 三好勝利君。

**○三好勝利議員** こんなことを言ったら失礼ですけど、私が質問しながら、町長さんの答弁も考えておりましたが、全く一致しました。だから、デマンドを利用されるお客さんにはそのことを十分言っておりますけど、結局、利用される方は、私だけ、おれだけ、ほかは東西南北相当な距離を走りますから、会社の方もそうだし、朝なんかは、早いバスは８時ごろ走ってます。８時ごろ走るんだったら、７時過ぎに迎えにいかんとだめなんですから、そういうことも理解はしております。できる限り利便性をさせていただいて、今、町長さんが言われたんと私も全く同じ考えを持っていますから、そのところをよりよく配車の係とかそういう方と相談して、できるだけスムーズにいくようお願いして、質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

高齢者の免許返納の問題等も、今、ございます。デマンドタクシーの増便については、町の判断ですぐに実現することはなかなか難しいところではございますが、最近、高齢者ドライバーによる重大な事故が発生しており、高齢者の免許返納への世間の関心が深まっていることから、車を運転できない方の移動手段についても、行政に求められるニーズが大きくなっていることも承知いたしております。

さらに、この６月からは運転免許証の更新の際に、認知症の診断を受けた方が免許の更新ができず、免許返納を勧められ、返納したり、場合によっては免許取り消しをされたりした方について、本人の同意を得られた場合は、県や警察署から町に情報の連絡があり、対象者がこれまで以上に相談しやすい制度が始まっております。

現在、情報連携の窓口である福祉保険課、免許返納の優遇制度を所管している総務課、公共交通を所管している企画観光課で対応策の協議を開始しており、社会福祉協議会などの関連団体とも連携しながら、今以上に高まる免許返納者の移動手段の確保について検討を重ねてまいるところでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 三好勝利君。

**○三好勝利議員** もう時間もありません。今の時点で町長が答弁いただいたのが当然だろうと思います。職員の方は少ないけど、やはり頭脳明晰な方がたくさんおいでますので、我々以上に何かのアイデアを出していただいて、よりよい方策ができることをお願いして、質問を終わります。長々とありがとうございました。ぜひお願いしておきます。

**○田岡秀俊議長** 以上で、１３番、三好勝利君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で１１時１０分まで休憩といたします。

**休憩 午前１０時５５分**

**再開 午前１１時１０分**

**○田岡秀俊議長** それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

３番、小山直樹君、１番目の質問を許可します。

**○小山直樹議員** ３番、小山です。よろしくお願いいたします。

それでは、第１の質問をいたします。国保についてです。

高過ぎる国民健康保険料についてお伺いしたいと思います。

国民健康保険は、本来、住民の健康、暮らしを守るためのものであります。しかし、現在の過大な保険料は住民の生活を苦しめるものになっております。そして、それは国民健康保険制度の根幹を揺るがしております。

全国知事会、市長会、町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには、社会保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要、こう主張して、１兆円の国費投入を要望しております。

日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るためにも低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。

余計なことではありますが、地方団体のほとんどの首長さんは、私とは立場の違う保守系の方々であることをつけ加えておきます。

国民の４人に１人が加入しております国民健康保険、皆保険制度の重要な柱を担っております。ほかの医療保険制度に比べて著しく不公平で大変重い負担を強いる制度になっております。高過ぎる保険料問題を解決することは、町民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、あるいは社会の公平公正を確保する上でも重要な政治課題であり、政治の責任であります。

町長に改めて問いたいと思います。サラリーマンの２倍もの保険料負担を強いられております国保加入者を救うために、町独自に負担軽減策を行う考えはありませんか。町長の答弁を求めます。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険税の御質問についてお答えいたします。

まんのう町では、平成３０年４月に国民健康保険の広域化が始まることにあわせ国保税率の変更を行いました。あわせて固定資産税割を除いております。

まず、本質問に関しての均等割についての医療分についてお答えいたします。

医療分の均等割額は２万６，０００円となっております。中学生以下は２００人となっており、５２０万円の課税となっております。高校生は３９人おり、１０１万４，０００

円を課税いたしております。なお、この額は均等割の軽減を考慮いたしておりません。

これら均等割を免除すれば、この約600万円を補填する必要がございます。それは税率を上げる方法と一般会計からの繰り入れを行う方法の二つが考えられます。

現在、県内において均等割を免除している市町はありません。私たち保険者は、考え方といたしましては議員と同じ方向を向いていると考えております。そのため、国民健康保険を運営する立場のものが意見を集約し、国保被保険者の負担軽減に少しでもつながるよう、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度の創設を、国と申しますか、厚生労働省、また、国会議員など各方面に働きかけておるところでございます。

現在、全国的な動きといたしましては、県内の保険料の統一を行い、受益と負担の見える化に取り組む方向性が言われています。まんのう町といたしましては、これらの方向性を見定めたいと考えております。

なお、国民健康保険事業財政調整基金残高は2万7,000円程度でございますので、御理解いただきたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 小山直樹君。

**○小山直樹議員** 御答弁ありがとうございます。少子高齢化が当分は続く見込みであります。特に地方の自治体の状況はどこも深刻であります。しかし、考え方を変えれば、我がまんのう町は時代の先端にいるのではないかと思います。どこよりも早く高齢化になり、どこよりも早く少子化になります。であるならば、先端を行く町としての施策、新しい時代の施策に取り組まなくてはなりません。

とりわけ少子化対策、子育て支援の立場から、国保料の均等割は、町長もおっしゃられましたように、所得のない子供からも負担を強いております。生まれたときから負担をしなければなりません。この制度は明らかに少子化対策に逆行しております。子育て支援に大きな障害となっております。

昨日の新聞、赤旗ではありますが、九州で初めて熊本の芦北町議会が18歳以下の国保均等割の全額免除をこの6月議会で全会一致で可決したと報じておりました。今年度から実施されるとのことであります。減免対象者は272名、441万円、まんのう町に比べて大変安いところであります。1万6,000円ぐらいでしょうか。

まんのう町で高校生以下の均等割全額免除をする予算、今も町長おっしゃられたように、財政調整基金の額からすれば500分の1、この程度でできるはずであります。この問題は、私は今後も訴えてまいりたいと思います。

サラリーマンの健康保険料の2倍もの負担を押しつけることは、これはもう新しい差別ではないかと私は考えております。現状の保険料、公平であり公正だと町長は思っておられますか。再度、答弁をお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

**○佐喜福祉保険課長** 小山議員さんの御質問にお答えいたします。

県下の保険料の状況でございますけども、医療分についての均等割部分の税率について

でございます。まんのう町は、現在、2万6,000円でございます。高いところにつきましては、ことし、3万3,400円というところもでございます。まんのう町は均等割額の税率だけから申しますと、安いほうの部類に分類されると思っております。

それから、社会保険、いわゆる共済であったり、政府管掌保険であったり、そういった部分から国保の税率が安いか高いかについては、それぞれの財政状況もございますし、また、社会保険のほうにつきましては、国民健康保険への繰り入れもございますし、国庫補助金も国保のほうにはございます。そういった部分を考慮いたしますと、安いか高いかについてはなかなか議論の分かれるところであるし、お答えができないという部分がございますので、御了解を賜りたいと思います。以上、小山議員の再質問への答えといたします。

**○田岡秀俊議長** 小山直樹君。

**○小山直樹議員** ちなみにですが、国保と協会けんぽの負担率を見れば、国保はおよそ10%、協会けんぽが7.5%であることを言っておきたいと思います。

全国のほかの自治体を見ますと、第3子以降を全額免除するとかいう制度をとっているところもありますので、町長のほうでその辺のことも含めて、今後、御検討をいただきたい。少子高齢化にやっぱりこれは逆行しているという中身でありますから、子供をふやせばふやすほど負担がふえるというところでもない内容になってますので、その辺のことをよく考えていただきたいと思います。

第1の質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

**○小山直樹議員** 2番目の質問は大変テーマが大きゅうございまして、答弁に困るかもしれませんが、町民の暮らしに直接大きな影響があることなので、よろしくお願いします。

10月から予定されております消費税10%について伺いたいと思います。

昨年12月まで内閣官房参与を務めておられました藤井聡京都大学の大学院教授が、10%消費税が日本経済を破壊すると訴えております。また、彼は消費増税は凍結、消費税減税こそが最大の景気対策、法人税の引き上げこそ最も検討すべき対策、こうっております。藤井教授は続けて、今、消費税を増税すると、貧困と格差が拡大し、国の財政も悪化して、必要な公共投資や社会保障費の確保も不可能になり、国民生活が先進国とは呼べない水準に下落することは間違いありませんとも述べております。

町長に伺います。10月からの消費税増税、日本が先進国と呼べない状況になると藤井先生はおっしゃっていますが、どう思われますか。感想で結構です。町長の答弁を求めます。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員の消費税と年金についての質問にお答えいたします。

まず、消費税増税による町民の暮らしへの影響については、さまざまなことがニュースなどで報じられており、それはまんのう町民にとっても同様と考えております。

例えば家計への影響については、政府は国会審議中で、消費税率引き上げによる家計の負担増加額につきましては、2人以上の1世帯当たり6.2万円、1人当たり2.7万円といたしております。しかし、軽減税率の導入により、家計の負担軽減額は、2人以上の1世帯当たり1.8万円、1人当たり0.8万円といたしております。

日本銀行では、令和2年度の家計負担は平成30年度と比較して5.6兆円増加すると試算いたしておりますが、軽減税率や年金生活者支援給付金などの影響を勘案すると、2兆円にとどまるといたしています。いずれにしましても、家計への負担は増加すると考えております。

2014年（平成26年）に消費税を5%から8%に引き上げたときには、駆け込み需要が大きくなり、その分の反動で個人消費が冷え込みました。今回も少なからず個人消費は冷え込むと思われます。

日本年金機構の業務ですが、国民年金関係では、年金生活者支援給付金を支給します。年金生活者支援給付金は消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために年金に上乗せして支給するものです。老齢基礎年金受給者は月額5,000円を基準に保険料納付済み期間等を考慮し、支給されます。障害基礎年金受給者は、障害等級1級の方は月額6,250円、2級の方は5,000円が支給されます。遺族基礎年金受給者は月額5,000円が支給されます。なお、いずれの年金受給者もそれぞれの支給要件を満たしていることが条件となります。

消費税・地方消費税率の10%への引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために、プレミアム商品券を9月ごろをめどに発行いたします。

やはり税率の増加は、消費税にかかわらず、さまざまな考え方や意見はあろうかとは思いますが、行政サービスを展開する上での基本と考えており、御理解をいただきたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 小山直樹君。

**○小山直樹議員** 1989年4月に消費税が始まって、ことしで30年がたちました。この30年間に消費税は372兆円納められました。国民一人当たり290万円納めたこととなります。

導入当時の竹下政権は、社会保障の充実のために使うと宣伝しておりましたし、今の安倍政権もいまだにそう強弁しております。

しかし一方で、同時期の法人税の減収291兆円に上ります。消費税収の8割が法人税の減税の穴埋めに使われてきた計算になります。法人税は消費税導入前の89年、19兆円の税収がありましたけども、2016年度には10.3兆円にまで落ち込んでおります。安倍政権は、法人税の減税が賃上げや新たな設備投資に回ると主張してまいりました。

2012年に第2次安倍内閣が発足して以降の5年間で見れば、労働者の実質賃金指数は大幅に低下して、年間15万円も減少しました。国際的に見ても、2016年までの20年間に日本の指数は89.7、減っております。アメリカ115.3、ドイツが116.3、イギリスは製造業だけでありますが125.3、フランス126.4です。日本の設備投資はわずかしかなえておりません。安倍さんの言うトリクルダウンはもう既に破綻しております。

法人税が下がってふえた大企業の利益、内部留保はどれぐらいあるか。資本金10億円以上の大企業、金融保険業を含みますが、内部留保は2017年度には425.8兆円に上ります。2012年度から見れば1.28倍にふえました。消費税は社会保障のためということがでたらめであることは明らかであります。これまで増税の口実にしてきた社会保障は削減を続け、中小企業対策費も減らしてきました。第2次安倍政権が7年間で社会保障費の削減、自然増分の削減で1兆7,100億円、法を改正して給付減にしたのが2兆5,620億円、合計で4兆2,720億円であります。

内訳を言いますと、自然増を削減したのが13年度に生活保護の生活扶助費削減で2,800億円、14年度に診療報酬の実質1.26%減額して、生活保護費の生活扶助費削減など4,000億円、15年度には介護報酬2.27%減額と、生活保護費の当期加算削減などで4,700億円、16年度には診療報酬1.31%減額で1,700億円、17年度には、医療介護の自己負担の月額上限の引き上げと後期高齢者医療の保険料の値上げなどで1,400億円、18年度に入って、生活保護費の段階的引き下げ、もう一つは診療報酬1.19%の減額、これで1,300億円、19年度、今年度に入って、生活保護費の段階的引き下げと介護保険料値上げに伴う国庫補助費削減で1,200億円、合わせて1兆7,100億円であります。

そして、法を改正して給付を減らしたのを分野別で言いますと、年金、13年度から15年、特例水準解消で2.5%減で1兆2,500億円、15年度にはマクロ経済スライドで0.9%抑制して4,500億円、17年度、物価変動を踏まえ0.1%減で500億円、今年度はマクロ経済スライドで0.5%抑制して2,500億円、これが年金であります。

医療については、18年度、70歳から74歳までの2割負担で4,000億円、19年度、今年度は後期高齢者の医療保険料の軽減特例を廃止して170億円、介護分野では、15年に2割負担導入して750億円と、施設の居住費、食費負担増で700億円、合わせて2兆5,620億円であります。あきれほどの社会保障費の削減をしております。

一方で、まんのう町の年間予算と同額であります1機116億円もする戦闘機を104機、爆買いすると言っております。イージスアショアに至っては、およそ6,000億円とも聞いております。秋田と萩に配備する予定だそうですが、なぜこの場所なのか考えてみてください。北朝鮮から見て、秋田の先にあるのはハワイです。萩の先にあるのはグアムであります。国土防衛といいながら、どこの誰を守るつもりでここに配備をするのでし

ようか。

町長に伺いたいと思います。今、安倍政権がやっていることは本当にでたらめであります。沖縄県の対応に象徴されていますが、民意を無視して居直っております。このような状況の中で、消費税の増税を強行された場合、藤井教授が言うように、本当に日本は先進国とは言えない状況になってしまうのではないのでしょうか。いろいろ政府は増税分は返すと言っておりますけども、返すぐらいなら、最初からやめたらいいと私は思います。

年金問題について、次に伺います。今、大変騒がれておりますから、年金問題。

老後に2,000万円の貯蓄が必要、あるいは40歳以下に至っては3,600万円必要だと、こんなことを言われております。

安倍首相は22日に出演した民放テレビ番組「ウェークアップ!ぷらす」日テレ系ですが、マクロ経済スライド廃止提案に言及して、こう言いました。やめてしまって、それを保障するには7兆円の財源が必要だと言いました。民放番組で安倍首相みずからマクロ経済スライドが7兆円の年金給付削減という痛みを国民に押しつける仕組みだと明らかにしました。マクロ経済スライドを続けて年金給付を7兆円削るのか、それとも廃止して減らない年金をつくるのか、年金問題の最大焦点に浮上いたしました。

厚生労働省の資料によれば、7兆円はマクロ経済スライドによる国民年金給付の減額幅を示したもので、2040年時点で、本来、およそ25兆円になるはずの給付額が18兆円に抑制されることになってしまいます。基礎年金給付の実に3分の1がマクロ経済スライドで奪われる計算であります。現在でも6万5,000円にすぎない国民年金の満額、さらに2万円も削り込まれることになります。基礎年金しか入ってこない低年金者ほど打撃が大きい最悪の弱い者いじめの仕組みであることがはっきりしました。

安倍首相はマクロ経済スライドを廃止することはばかげた案だと国会で言い放ちました。今後も継続するつもりであります。つまり、今後、ますます経済的困窮者がふえることになっていきます。

厳しくなる町財政、町長はどう対処していかれるのか、町長の答弁を求めたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員の消費税についての質問にお答えいたします。

消費税が5%のときには、国分については高齢者3経費として福祉目的化され、基礎年金、老人医療、介護に使われています。

また、地方分においても、地方交付税として地方公共団体において有効的に使われてきたと考えております。

消費税が増加され、10%時には、国分は社会保障4経費として新たに少子化対策が盛り込まれ、地方分についても、社会保障の財源とするようになっております。

また、消費税法第1条第2項には、消費税の収入については、地方交付税法に定めるところにより、ほか、毎年度、制度として確立された年金、医療、介護の社会保障給付並び

に少子化に対処するため、施策に要する経費に充てるものと決められております。

このようなことから、消費税の使われ方については一定の評価をしているところでございます。

次に、年金問題についてでございます。

まんのう町の高齢化率は36%を超えており、このことにつきましては非常に懸念をいたしておるところでございます。しかし、この問題は全国的な課題であり、一朝一夕には解決しない問題ではないのかというふうに思っております。本年10月には消費税が10%へ増額されます。これらは安定した年金の財源にもなると考えられます。

町を担わせていただいております私の姿勢といたしましては、3月議会でも申しましたが、まんのう町の高齢者福祉計画の基本理念でもあります「高齢者が住みよい・住み続けたいまちづくり」、また、町の総合計画の上でもまちづくりの基本方針として掲げております「元気まんまん、人が輝くまちづくり」を基本姿勢として、子供から高齢者まで全ての住民が元気まんまんで活動できることを目指しておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 小山直樹君。

**○小山直樹議員** 最後になりますが、直間比率という言葉をと時々聞きますけども、直接税、所得税とか法人税のことでしょうか、直接税は景気を悪化させないというふうに僕は勉強しました。間接税が景気を悪化させるのだというふうに聞いております。そういう意味では、この10月の消費税増税というのは本当に大変なことになって、町民は大変困った状況になるんだろう。年金も同じであります。マクロ経済スライドを続ければ続けるほど年金は減ると。100年安心の年金どころではないと。安心できない年金になってしまうということであります。低年金者は本当にこれからの生活が大変になる。税金はふえる、支給は減る、こんな状況であります。

ぜひ町長には、これからの町政、それこそ最初に指摘しましたけども、言ってみれば、香川県で一番高齢化率も高い、少子化の進むこのまんのう町が、時代の一番先っちょを走ってるんだということを自覚していただきたい。だから町がやること、本当に全国の自治体みんな苦しんで頑張っておりますが、一番先頭に立ってやるのが、次の時代の子供たちのためになるんだという思いで頑張っていただきたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後1時まで休憩といたします。

(三好勝利議員退席 午前11時43分)

**休憩 午前11時43分**

**再開 午後 1時00分**

**○田岡秀俊議長** それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

9 番、白川正樹君、1 番目の質問を許可いたします。

**○白川正樹議員** それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。今回の質問は 2 問でございます。1 問目は仲南帆山地区の中山団地にかかっております看板についてです。2 問目は、今、世間で問題になっております振り込み詐欺の防止についてです。

それでは、1 問目の説明としてタブレットを開いてもらいたいと思います。タブレットの中の一般質問の中の令和元年 2 回定例会の中に一般質問を入れております。その中には竹林さんと私の分が入っておりますので、私のほうを見てください。

四条、高篠地区では、今、もうヒマワリは満開になっております。この写真は先日の金曜日に中山で撮った写真であります。まだヒマワリがちらほらしか咲いておりません。

それでは、質問いたします。

ことしもひまわり祭りが来月の 7 月 7 日の日曜日に仲南帆山地区の公民館で開催されます。ひまわり祭りの前後 2 週間は見ごろになり、大勢の見物の方でにぎわうことでしょう。このころになると、まんのう町には至るところでヒマワリを見ることができます。その中の一つに、広い畑に一面に広がる帆山地区の中山団地があります。大勢の人が訪れ、すばらしい景色に感動してくれていると思います。

ヒマワリ畑になる前は中山の茶畑として有名でした。そこには「お茶のはなし」という看板があります。写真にも載っておりますけれども、これをちょっとアップしたら、この言葉が読めると思います。ヒマワリ畑用の看板の参考になるかどうかはわかりませんが、ちょっと紹介をいたします。

ここ中山地区には約 30 ヘクタールのお茶が栽培されています。一番おいしいお茶が摘めるのは八十八夜前後です。そういえば、茶という字は草冠に八十八夜という文字で構成されています。ところが、この八十八夜ごろには忘れ霜がおりるときがしばしばあります。そして、忘れ霜は、時折、新茶に大きな被害を与えることがあります。茶畑の中に背の高い扇風機のようなものがたくさん立っています。霜を防ぐ防霜ファンといって、気温が下がると自動的に暖かい空気を吹きおろして霜を吹き飛ばし、八十八夜までのお茶を霜の害から守る働きをしています。そして、日付が昭和 63 年 3 月となっております。ことは昭和で言えば 94 年です。30 年たてば世代交代があり、今ではお茶栽培に頑張っている方もいますが、ほとんどの方は後継者がいなくて、お茶畑は管理ができていなくて荒れていると思います。

それでは、質問いたします。

どういういきさつでヒマワリ畑になったのか。茶畑用の看板はあるんですが、ヒマワリ畑用の説明看板がありません。シーズン中は町内外から多くの見物の方が訪れます。茶畑からヒマワリ畑になった経緯や広さ、本数などの情報があれば、茶畑からヒマワリ畑と訪れた人に、現在、農業が抱えている諸問題を考えてもらういいきっかけになればと思います。

す。ぜひとも茶畑の看板の横にヒマワリ畑の看板を設置して、時代の流れと美しい景色を堪能してもらいたいと思います。質問です。お願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川正樹議員の質問にお答えいたします。

中山地区のヒマワリ畑につきましては、平成26年度以前は、お茶、そばの栽培を主にしておりましたが、平成27年度からはまちおこしに取り組み、観光誘致等も踏まえ、ヒマワリの栽培を行っています。中山地区のヒマワリ栽培につきましては、平成27年度から本年度まで毎年5ヘクタールの作付を行っており、その年の天候にも影響されますが、約25万本のヒマワリが咲いている状況でございます。

現在、中山地区には香川県が昭和63年3月にお茶のはなしという看板を設置していますが、今後、ヒマワリについては、まんのうひまわり振興協議会にて設置場所、内容について協議し、設置について検討したいと考えております。

ヒマワリの作付面積、本数などにつきましては毎年変わりますので、記載することは難しいが、年間を通しての播種から開花、刈り取り時期などの記載も含め検討いたしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 白川正樹君。

**○白川正樹議員** この中山団地のヒマワリを見に行ったら、さっきも言ったように、いろんなところから見に来てくれているんですけども、そして看板があって、看板をのぞいたら、ヒマワリの看板と違うんかといってがっかりしている方もおいでしましたので、ことしは間に合わないと思うんですが、来年以降でひまわり祭りまでにはぜひ設置してもらいたいと思いますが、その点、どうですか。来年までに間に合いますかね、看板。

**○田岡秀俊議長** 答弁、農林課長、小縣茂君。

**○小縣農林課長** 白川議員さんの再質問にお答えします。

今年度、早速、ひまわり協議会のほうで提案しまして、設置のほうを検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 白川正樹君。

**○白川正樹議員** 来年までに間に合うということで、その文句と一緒にまた楽しみに見たいと思います。

それで、全然ヒマワリに知識のない人でも、その看板を見ればいろんなことがわかるような文章にしてもらいたいと思います。終わります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

**○田岡秀俊議長** それでは、第2問の質問をしたいと思います。

平成29年3月公表の内閣府の特殊詐欺に関する世論調査の結果、自分は被害に遭わないと思うが8割になっています。また、年齢が上がるほど、被害に遭わないという意識が高く、被害防止対策を行わない傾向があります。電話での高齢者の被害を防止するため、

知らない電話に出ないナンバー表示機能付きの活用とか、犯人は声を残したがない傾向があるので、在宅時でも留守番電話の設定とか、犯人は非通知でかけてくることが多いので、非通知拒否の設定とか、警告メッセージが流れるものや、迷惑電話をブロックするような防犯機能つき電話用機器の必要などがあります。

それでは、質問いたします。

まんのう町民、特に高齢者だけの家庭や、若い者が働きに出て、家には高齢者だけになる家庭などに、防犯機能つき電話機のリースとか購入補助金制度というのを考えたことがあるでしょうか、どうでしょうか、お願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川正樹議員の振り込み詐欺の防止についての御質問にお答えいたします。

振り込み詐欺の防止につきましては、電話での対策として、防犯機能つき電話用機器のリースもしくは購入補助金制度の考えはあるかとの御質問でございますが、県外などの幾つかの自治体では、振り込み詐欺対策で電話機や対策機器の購入等について補助を行っているところがございます。香川県警でも、6カ月の期間限定ですが、振り込み詐欺撃退装置の貸し出しを行っております。ただ、現在、県内市町では補助制度についてはお聞きいたしておりません。

また、市販の家電製品の電話機でも、通常の電話機と変わらない価格で詐欺対策強化機能のついているものが発売されております。

これらのことから、現時点では防犯機能つき電話機器のリースもしくは購入補助金制度の導入については考えておりませんが、今後とも、情報発信、啓発活動について、警察など関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 白川正樹君。

**○白川正樹議員** リースや購入制度を考えていないということなんですけれども、先ほどいろんな人から言われたように、まんのう町は高齢化社会になっておりますので、高齢者が被害に遭わないような啓蒙とかそういうのをしっかりしていただいて、一人でも被害のないような楽しい家庭をつくってもらいたいと思います。以上です。終わります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、9番、白川正樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

**○常包恵議員** 失礼いたします。議長の許可をいただきました、2番、常包であります。6月定例議会に当たりまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は3点、一つは、住民サービスを提供していくために、町職員の採用計画、そして職員の能力開発と人材育成をどのように進めるのか。2点目として、高篠小学校、高篠こども園などの給食調理業務の民間委託の問題について。三つ目として、公金不正流用事件の

教訓点など、町の課題をどう庁内（町役場の中）、そして職員一人一人に全体化をしていくかという３点に質問いたしますので、町長を初め執行部の皆さんにおかれましては、丁寧な回答をお願いしたいと思います。

１点目の職員の採用計画と人材育成についてお尋ねします。

昨年１２月議会の答弁によりますと、昨年４月１日現在の職員数は正規職員で２１７名、臨時職員が２９３名ということで、これはおおむね類似団体と比較して適正であるという答弁がありました。

類似団体とは聞きなれないかも知れませんが、人口と１次産業や２次産業、また３次産業の比率によって分類しているものであります。町のホームページに掲載されております総務省の報告によりますと、平成２７年では、まんのう町と同じグループの中に全国で７８の町と村があり、県内においては、小豆島町、また宇多津町、県外では徳島県東みよし町、兵庫県の佐用町などが載っておりました。

宇多津町は御存じのように小さな町です。面積が８．１０平方キロ、まんのう町の１９４．４５平方キロと比べますと約４％しかありません。しかもほぼ平たん地であります。ですから、職員は１２０名、約５６％の職員数であります。

ヒマワリで有名な来月７日のひまわりオイルサミットに参加をいただける兵庫県佐用町では、面積が３０７．４４平方キロ、約１．５倍あります。予算も特別会計を含めて約２１８億円、１．３倍であります。

このように、同じグループとされた類似団体においても、かなり幅があるわけです。人口と産業構造だけで分類をしている類似団体との単純比較では、適正な人員が配置されているのかどうかということは、そう簡単には判断できないのではないかと考えます。

それぞれの自治体の面積だとか、山間部が多いか少ないか、離島があるかないかなどの地形とか、それぞれの自治体の予算規模であるとか、多くの要因でその町の必要人員が決まると考えます。

したがって、私は業務量に必要な人員がいるかどうかというのは、そこでの職員の働き方、職員の健康状態を分析するのが一番いいのではないかと、早道でないかというふうに考えます。

ことし４月から働き方改革関連法案が施行されています。これも町のホームページに載っておりますから、ぜひ御一読いただけたらと思いますが、法律のポイントとしましては、時間外労働に上限規制がされたことがあります。原則として月４５時間、年間３６０時間、臨時的な特別な事情がある場合でも、月１００時間を限度としております。二つ目として、年次有給休暇が１０日以上ある働く人に対しては、５日の有給休暇を与える。三つ目として、来年からの施行ではありますが、正規と非正規との間で不合理な待遇差を禁止をするということでもあります。

本町におきまして、職員の残業時間が月４５時間を超える者、また、月１００時間を超える者、年次有給休暇の消化日数が５日未満の者はどのくらいおいででしょうか。本町の

職員数について、どのように把握をされているかを含めて、現時点でのお考えをお示しく  
ださい。よろしくお願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、職員の採用計画、人材育成についての御質問にお答え  
いたします。

まず、1 番目の御質問についてお答えいたします。

職員の定員管理となりますと、初めに類似団体についての説明をすべきと考えます。類  
似団体比較とは、全国の自治体を市と町村に分け、さらに人口規模と産業構造を組み合わ  
せた分類に分けたものでございます。まんのう町は町村のⅣ－1 に属しており、例えば議  
会職員ですと、住基人口 1 万人当たり 1. 5 3 人の職員が適正であり、計算上 2. 9 人  
となり、実数 3 人で適正であると判断される診断指標でございます。

この類似団体指標を用い、一般行政の合計を比較してみますと、類似団体では 1 4 2 名  
に対し、まんのう町が 1 2 7 名となり、不足していることがわかります。ただし、教育や  
公営企業会計を除いた算定ですので、一概にまんのう町の職員数が足りないということでは  
ありません。以上が類似団体での職員数比較になります。

次に、御質問の核であります面積や予算との比較についてであります。先ほど申し上げ  
ました類似団体での職員数比較のほかに総務省が行っております各種基幹統計をもとに  
した第 1 0 次定員モデルから比較する方法がございます。この方法による統計には、御質  
問の面積や予算規模といったことが網羅されており、各種事業費から災害復旧費に至るま  
で含まれたものがもとなっております。この定員モデルを用い、一般行政の合計を比較  
してみますと、定員モデルでは 1 4 3 名となります。類似団体との差はわずか 1 名という  
結果になります。

この定員モデルの精度について自治振興課に問い合わせてみますと、類似団体比較とは  
別の切り口として判断していただければとのことでした。

いずれにせよ、まんのう町の職員全体に占める一般行政の職員数が少ないことは否めず、  
今後、このアンバランスを平準化する努力が必要と考えます。

なお、臨時職員につきましては、来年度より施行される会計年度職員制度が始まると同  
時に、同様の定員管理調査等が徐々に始まると考えられ、職員数も数値として表現された  
結果をお示しできるものと期待いたしております。

次に、福利面についてですが、有給休暇につきましては、平成 3 0 年ですと 8. 5 日取  
得されており、若干、増加改善傾向にございます。しかし、全国市区町村平均では、2 9  
年度公表データで 1 0. 7 日であり、なお一層の取得を推奨していく必要があります。

次に、時間外勤務の状況ですが、増加傾向にございます。勤務時間数の増加の原因が業  
務量の多さにあるのか、職員の少なさにあるのか、はたまた質の向上によるものかを見き  
わめ、職員を配置しなければならない部署には人員を補強するなど、健全な職場環境に努  
める所存でございます。

次に、健康状態についてであります。職員には健康診断の受診を、希望者には人間ドックの受診を促進いたしております。また、身体的健康診断に対するものといましてストレスチェックを実施しております。診断結果については産業医に書類審査いただき、本人に受診推奨いただく流れとなっております。よりよい行政執行には職員の健康が不可欠であり、今後とも、相互理解を深められる関係を維持したいと考えております。以上でございます。

**○田岡秀俊議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** 少し一般行政では少ないというお話でありましたが、時間外の問題について、月40時間を超えるもの、100時間を超えるものについては、また改めて数字を拾っていただいて、後日で構いませんから、提出いただけたらと思います。

今現在、今週末を期限として一般行政職2名程度、保育教諭3名程度の募集をされておりますが、6月19日付の四国新聞を見ますと、45%の県内企業が来春の採用をふやすと。人手不足が非常に顕著であると。人手確保に不安を感じる企業は9割を超えているというような新聞報道がありました。民間のほうも本当に採用を、優秀な人材を確保するために、企業の生き残りをかけてやっているんだろうと思います。

そういった形で、令和元年度の退職予定者とまんのう町の採用試験、今は2名と3名という話ですが、今後の予定も含めてわかっておれば教えていただきたいと思います。

昨年、一般行政が1名しか採用できなかったというのは、合格を出したけれど、辞退者があったというふうにも聞いております。今年度の採用試験を行うに当たって、どのような工夫といいますか、改善点があるのか、あれば教えていただきたいと思います。

それと、私が昨年からずっと訴えております、上級職じゃなくて初級職、高卒、また短大卒の中級職とか、いろんな場面で採用枠をつくってほしいということと、それから専門職の採用も求めてきました。昨年6月議会なり12月議会の中では、検討するというような答弁でありましたが、その後、どのような感じになっておるのか、お聞きしたいと思います。

専門職につきまして言うならば、最近は全ての業務がほとんどパソコン処理になっております。そういう中で、情報処理業務に精通した職員がおれば本当に安心しますし、時間が節約できると思います。

また、土木技師や建築技師がおいでることによって、一般行政職の職員の皆さんの負担が軽減されますし、業者との対応であったり、それぞれの設計書のチェック機能の強化などが図られるのではないかと考えております。

また、先ほど足らないという話でしたから、できるだけ即戦力の人を求めることが必要かなと思いますので、一般行政職にも保育教諭と同様の経験者枠の採用枠を設けてはどうかと考えます。

また、Iターン、Jターン、Uターン枠、県庁でも他の市町村でもありますが、そういう枠を検討されてはどうかというふうに思いますので、答弁のほうをよろしく願います。

す。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員の２点目の御質問にお答えいたします。

今年度の定年退職者数は４名でございます。採用試験につきましては、例年どおり、大卒程度一般行政職を２名程度と短大卒程度保育教諭を３名程度の採用を予定いたしております。

御指摘のとおり辞退者が発生した昨年よりの改善策といたしましては、今年度はＩ・Ｊターンを含む高卒程度以上の職務経験者枠の採用を予定いたしております。詳細につきましては、広報８月号及び行政放送にてお知らせしたいと考えております。

ほかにも専門職の採用につきましては、各課の要望を聞き取りながら、今後、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** どの程度、今、応募が来ているのかちょっとあれですけど、町の場合、旧町、それから一部事務組合の場合は７月２８日でしたか、町村会の統一試験ということで、まず応募の段階でまんのう町を選んでももらわないと話にならないという状況でありますから、これは今から言ってもいかんのですが、来年に向けて、まんのう町をＰＲすることがまず大事なというふうにも思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

１点目の三つ目の質問であります、町役場という組織は、どの組織もそうありますが、人、役場にとって職員は宝物であります。町民福祉の向上に向けての知恵袋だと私は常々思っております。少数制でありますから、特に職員の能力の向上、人材育成というのは欠かせないかと思えます。若いうちに多くのいろいろな分野を経験することによって、人材が育成されるというふうに考えております。

そのためには定期的な人事異動が必要かと考えます。私は３年から５年程度で異動するのがよいと考えております。そして、職員自身に対しても、どのような分野で仕事をしたいのかということ異動希望調書と申しますか、仮称であります、アンケートと申しますか、そういうものをとってはいかがでしょうか。その際に、同時にその職員個々の健康状態であるとか、また家庭の事情等も書いて、その希望に対しての理由づけを書いてもらうということをすればどうかと考えております。もちろん希望どおりに全てがなるわけはありませんが、限られた人材を適材適所に配置する前提としては、本人の意向、自分が頑張るという意向の職場、できるだけそこに配置させてあげることが大事ではないかというふうに考えます。

また、これは本当に限られたことではありますが、長期間、同じ部署、担当であると、ややもすると不正が起きる要因の一つになるということも過去の歴史から感じます。ぜひそういう面で、適材適所に向けた定期的な人事異動サイクルの確立、また、異動希望調書等の制度はどうかということについて答弁のほうをお願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員の3点目の質問にお答えいたします。

職員の人事異動サイクルでございますが、若年層につきましては定期的な人事異動を実施いたしておりますが、中堅以上になりますと、専門性の向上を目的として異動期間の長い職員や職域がございます。しかし、マルチに対応できる職員の育成も必要であるため、必要以上に在任期間が長くなり過ぎないように人事異動を進めてまいりたいと考えております。

次に、異動希望調査についてございますが、過去に数年間実施した経緯がございますが、現在は実施はいたしておりません。以上でございます。

**○田岡秀俊議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** 年齢の高い人についても、できるだけ5年程度のサイクルを一つの目安としてしていくのが組織として適切でないかなと。次、後継者を育成するためにも、そういう観点でしていくほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。

ぜひ異動希望調書、そういう制度も、限られた220人程度の職員ですからもなかなか難しいかもしれませんが、検討いただきたいというふうに思います。

以上で一つ目を終わります。

**○田岡秀俊議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

**○常包恵議員** 2点目は、小中学校、こども園の給食調理業務についてお尋ねいたします。

5月10日、高篠小学校での給食調理業務と、高篠こども園、四条こども園、満濃南こども園の3歳から5歳への給食配送業務が7月から民間委託するという入札が行われました。三豊市詫間町の株式会社ボスコフードサービスが落札しております。

町内には1中学校、六つの小学校、四つのこども園の11カ所に給食調理場があります。町の宝物である子供たちに安全でおいしい給食調理の提供を現在しております。

12月議会の中で、教育長のほうから、センター方式ではなく、各学校で調理する自校方式で調理することによって、子供たちは調理員の顔を見ることができ、昼前には調理のおいを楽しむことができ、毎日、温かいおいしい昼御飯を食べることが可能となっております。安全でおいしい学校給食を今後も継続して提供することが教育委員会としての責務である、このように答弁をいただきました。

また、調理員も町職員ですることによって、それぞれが自覚と責任を持って業務に精励することによって、おいしい給食と、それから異物混入等の事故のない給食が提供されているというような答弁があったと思います。また、そのことによって、食べ残しのない給食の実態であるという報告もあったと思います。

今回の同僚議員の質問の中で、先ほどの防災関係の質問ですけれど、南海地震を想定しているというような答弁があったかと思います。防災面におきましても、各学校給食調理

場が分散していることによって、被災をしない施設も残るのではないかと考えます。そういう意味で、防災面からも給食調理場がある、町がそこで調理ができるということは、非常に大切な役割というか、重要な役割を果たすことができるのではないかというふうに考えております。

先ほど言いましたように、11の給食調理場の状況、そして今後の計画について、考え方がありましたらお示しいただきたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 答弁、教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 常包議員の二つ目の質問は、小中学校、こども園の給食調理業務の現状と今後の計画についてのお尋ねでございます。

まず、防災面での学校給食調理場の役割についてでございます。

本町の地域防災計画に、災害時または地震災害時にあつては、学校給食センター、避難所、またはその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、町内会、赤十字奉仕団等の協力を得て、炊き出し及び食料の配分を行うことと定めております。

地震等の災害発生時には炊き出しをする場所として提供し、被災者に対して食糧の供給を行いたいと考えております。

次に、食育と給食についてでございます。

平成17年に施行されました食育基本法の前文に、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要であるとし、食育を生きる上での基本であつて、知育、徳育及び体育の基本となるべきものと位置づけております。

その上で、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識し、食育に取り組むことが求められております。

子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養、睡眠が大切であります。

また、子供がこうした生活習慣を身につけていくためには、家庭の果たす役割は大きいところでありますが、最近の子供たちを見ますと、よく体を動かし、よく食べ、よく眠るという成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣が乱れているような気がいたします。

一方、子供の教育、保育を行うものにあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組むこととされ、学校、保育所等または地域の特色を生かした学校給食等の実施が求められております。このように、学校給食は食育に密接に、かつ、大きな影響を与えるものであります。

昨年度、町内こども園の3歳児から5歳児の約400人を対象に「元気な体づくりアンケート」を実施いたしました。その結果を見ますと、1割の子供たちが朝御飯を食べていない状況となっております。また、野菜をしっかりと食べているかという設問に対しても、3歳児、4歳児では4割程度、5歳児においては、1割未満の子供しかしっかりと野菜を食べていないという結果がありました。

本町の学校給食は、地域の方が育てた野菜や米を使った献立となっておりますとともに、季節に応じた献立や昔ながらの郷土食の提供など、子供たちの食育に配慮したものとなっております。

また、各小中学校とこども園に給食調理場を備えた自校方式での調理でありますので、子供たちは調理員さんの顔を見ることができ、昼前には給食調理のにおいを楽しむことができ、毎日、温かくおいしい昼御飯を楽しく食べることが可能となっております。

これらは他の自治体では類を見ないものとなっております、今後においても、現在の学校給食を継続して子供たちに提供したいと考えております。

以上、常包議員の質問にお答えしたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** 答弁ありがとうございました。特に、それプラス、まんのう町では各小学校にはランチルームが設置をされて、給食は教室で食べるんじゃないくて、ランチルームで全校の生徒と一緒に食べることができると。このようなハード面の整備というのはほかにないだろうと思います。

そして、各幼稚園やこども園には事務員さんがおいでたり、用務員さんがおいでたりということで、保育教諭の最低限の確保だけじゃなくて、プラスアルファの人員が配置されているということに対しては非常に敬意を表します。本当に教育を重視した予算編成、また、実践だろうというふうに私も理解をしておりますし、ぜひこのようなことを大々的にもう少しPRをしていただけたらありがたいかなと。まんのう町教育環境についてのPRをもう少し、もっとしていただけたらありがたいかなというふうに感じておるところであります。

それで、残念ながら、最初に言いましたように、この7月から、高篠小学校において民間業務委託をするというような方向性で、今、進んでおります。この問題、6月12日の教育民生常任委員会で、私、質問させていただいたんですが、保護者へはその当時は説明をまだされていなくて、今後、給食だよりや教育委員会の機関紙である「爽風」で周知をしていきたいというような答弁がありました。

しかし、私は、そのときに御説明いただきましたが、本当に、今、人が足りない、調理員が足りないという状況の中でやむなしの判断だったんだろうと思いますが、反対とか賛成じゃなくて、子供の教育と命にかかわる問題でありますから、保護者にとっては、地域住民の方にとってはいろんな御意見があろうかと思います。このことに対して、教育委員会は、今、よりベターの方法だと思ってこういう選択をしたんだけどということで、やっぱり投げるかけるべきだと思います。住民に対して積極的に情報を提供していただく、住民にもそのことで判断をしていただく、そういうキャッチボールが大切ではないかと思います。ぜひ丁寧な説明、手間暇かかりますが、いろんな意見もあるし、不安もあるんじゃないかと思います。まだ知らない方がほとんどでないかと思います。この7月から高篠小学校の給食を民間の人がつくるんですよと。調理作業は民間の人をお願いするということ

は、保護者も含めて御存じでないのではないかと思うんです。その辺、周知をされたのかどうかも含めてお示しいただきたいと思いますし、私自身は丁寧に説明をしていただきたいということを12日の委員会でも申し上げましたし、きょうも改めてお願いしたいと思いますが、その辺、民間委託の計画について、保護者や地域住民、関係者の方にどのような説明がされて、どういうふうになっているのか、理解はしていただけているのか、その見通しについて御答弁をお願いします。

**○田岡秀俊議長** 教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 常包議員の再質問にお答えしたいと思います。

来る7月より、高篠小学校におきまして、学校給食の調理業務を民間事業者に委託することに関してのお尋ねでございます。

今回の御質問は、去る6月12日に開催されました教育民生常任委員会におきましても常包議員より質問があり、本6月議会の冒頭に教育民生常任委員会大西委員長よりその報告があったところでございます。

本町における学校給食の提供は、先ほどの御質問への回答の中でも申しましたとおり、各施設に給食調理場を備えて調理を行う自校方式であります。幼稚園型こども園であります高篠こども園及び四条こども園を除く11の小中学校及びこども園に給食調理場があり、現在、32名の給食調理員が働いており、給食調理業務に携わっておるところでございます。

ところで、給食調理業務といいますのは、いわゆる調理だけではなく、給食食材の発注を初め、調理場の衛生管理、毎日の調理の動線の計画、アレルギーがある子供への対応食の調理など、多岐にわたった業務でございます。

調理につきましても、一番規模の小さいこども園でも毎日50食、中学校になりますと、毎日480食もの調理が必要で、大変な重労働を担っていただくことになっております。このような重労働でもあるためか、調理員の確保にも一苦勞をいたしております。人材派遣会社から調理員を派遣してもらったり、ハローワークを通じて調理員を募集しましても、なかなか応募者がいないのが現状でございます。

昨年度後半より、まんのう町内の給食調理場におきまして、2名の調理員が不足した状態で稼働しており、学校教育課の一般行政職員が調理業務に携わった日数も延べ23日間を数えており、本来の業務にも支障を来しておる状況でございます。

このようなことから、昨年12月議会の常包議員の一般質問に対してお答えしましたように、調理業務につきまして外部委託ができないものかと検討いたしておりましたが、今般、給食調理員を確保する手段として、調理業務の外部委託を実施することとなったわけでございます。とはいえ、給食の献立は今までと変わらず栄養教諭が作成しますし、地域の農家が育てた米や野菜の調達、そのほかの食材の調達先についても、これまでと変わらず教育委員会が決定しますので、子供たちに提供するおいしい給食に何ら影響を与えるものとは考えておりません。

このようなことから、御質問にございます保護者、住民への説明は行っておりませんが、高篠小学校の学校だよりと教育委員会の広報誌「爽風」におきまして周知することといたしております。

先ほども申し上げましたが、人材派遣会社からの給食調理員の派遣と同様、給食調理員の人材を確保する手段としての調理業務委託でございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

**○田岡秀俊議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** 教育委員会の職員が23日も応援に行かなければいけない実態、それは改善しなければならないと私自身も感じております。そういう実態を解決をする中では、それに対して、今、影響はないんだと言われましたが、保護者も住民の方も、また、私たち議員の中においてでもいろんな意見があると思います。あつて当然だろうと思います。ですから、それぞれ委託をした自治体たくさんありますが、住民にお知らせは大体ほとんどしています。説明会をしています。大きな名古屋市でもしてました。東京の小平市でもしてました。どこでもやっています。それが町としての姿勢だと私は思います。業務の変更を伴うわけでありますから。給食が出てくる出口は同じように見えるかもわからんけど、中で途中は変わっているわけであります。そこはきちんと丁寧に説明をしていただきたい。それが町としての姿勢だろうというふうに思いますので、改めて保護者会であるとか、PTAを含めて説明をいただきたいと思います。

また、学校とか関係者に対しては、業務委託でありますから、今までとは法律的に違うというようなことも含めて、こういう法律だから、こういうことはできなくなるよということも説明をきちっとしていただきたいというふうに思います。

時間がないので、三つ目であります。保護者にも全く説明をされてないということですが、議会にも全く説明がありませんでした。12月の答弁がありましたが、それと3月に今年度の一般会計予算の予算書の中にもこの問題は活字としては載っていません。予算概要の中に小学校の給食業務委託というのがありましたが、そのことについて、私、質問しましたが、委託か派遣かまだ決まっていないという回答もありました。そういうことで、6月12日の質問においても、報告の中には載ってなかったんです。私が質問して初めて出てきたんです、この問題は。教育委員会の報告にはなかった。

議会の中で当初予算は私も賛成をして可決しましたが、その使い道において審議、チェックというのが議会にできていないと私は考えます。議会に対して丁寧な説明がなされていないのではないかとこのように考えます。議会は予算のチェックと、また、執行状況をきちんとチェックをお互いにしていくということが大切な役割だと考えます。

落札価格は年間1,567万円ほどあります。昨日、契約書を情報公開でいただきましたが、3年間更新することが可能という契約でありましたが、3年間すると約4,701万円です。当初、5年更新を想定しているとも聞いておりました。5年更新であつたら約7,835万円になるんです。そんな大きな5,000万円弱の実質的な契約がされてい

るにもかかわらず、何ら報告がないというのは、議会と町執行部との関係においていかなものかというふうに考えますが、今回の事案についてどう考えて、また、今後の議会対応についてどのようにされるのか答弁をお願いします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

**○香川教育次長兼学校教育課長** ただいまの常包議員の再質問にお答えいたします。

今回の高篠小学校給食調理業務につきましては、先ほど教育長がお答えいたしましたとおり、給食調理員の確保の手段としての委託業務と考えております。

また、契約についてでございますが、内容として何があるかわからないということで、お互いに意義がない場合には1年間、再度、その条件で更新ができるというふうになっておりますので、単年度契約と考えております。

献立の作成、食材の調達、給食調理場の衛生検査につきましては、これまでと変わることなく本町が行ってまいりますので、子供たちに提供する昼御飯としての給食に関しては、何も変わることがないと思ってございます。

今後、さまざまな環境の変化が生じた場合には、議員の皆様方に対しても情報を提供していく所存でございますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ちょっとおかしいんじゃないですか。単年度契約であっても、来年度、随意契約するわけでしょ、もし契約更新するならば、1, 500万円であっても、その考え方は確かに法律上クリアできるんかもわからんけれど、それはおかしいんじゃないですか。単年度で5, 000万円超えなかったら報告しないんだと。おかしいんじゃないですか、町長、答弁してください。姿勢の問題ですよ、町としての姿勢。議会に対して、保護者に対しての姿勢の問題ですよ。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの質問にお答えいたします。

その点につきましては、十分調査研究をしてみたいと思いますので、よろしくお願い致します。

**○田岡秀俊議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** 契約に対しても、長期契約、継続契約にするのか、また、債務負担行為をとるのか、いろんな方法があるかと思いますが、単年度でしているところもあるかもわかりませんが、事前に説明はされてます。単年度契約で更新していく場合にも、住民にも説明するし、議会にも説明してますよ。そこはきちんとお互いの信頼関係をつくっていく、契約を前を向いていかすには、そのスタンスはちゃんと持っていただきたいというふうに思います。また改めてお聞きしますが、時間がないので、これでとどめておきますが、私は議会軽視、住民軽視だというふうに考えます。以上、2番目終わりです。

**○田岡秀俊議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

**○常包恵議員** 申しわけありません。ちょっと気が高ぶってしまいましたが、町役場にとっていろんな課題や行政課題といいますか、問題点が発生しますが、その対応策の意思決定機関としては、まんのう町としての課長会が一番の最決定機関かなと思います。その開催頻度と内容についてお聞かせ願いたいと思います。

また、それぞれ町長さんの意向、三役の意向というのは、各課職員までどのような形で伝達されているのか、御答弁をお願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの町執行にかかわる業務の課題に関しましての質問にお答えいたします。

町行政にかかわる業務の課題に関して、まず課長会につきましては、月1回で月初め、三役及び課長全員出席により開催いたしております。これは各課の情報共有を図ること、また、議員御指摘の課題や懸案事項の協議を図る場でございます。そして、私の考えや思いを課長に発言することで、全庁的な職員の意思統一、意識向上を図ることが目的でございます。

こうした課長会における事項や結果につきましては、現在、各課長において職場内で周知、指示が行われております。ネット環境が発達した現在において、庁内的にパソコンにてインフォメーションやメール、回覧等で職員に情報発信できるようにはなっておりますが、管理者である課長から口頭で直接伝えるように、時節を見て指示しております。

議員御指摘のように、朝礼はどうかということですが、職場によっては勤務体制によって困難な場合もありますが、直接に職員の顔を見てミーティングをすることで、職員の心身の状態の把握はもとより、情報を密にして連携、協議することは重要だと考えます。

そして、各職域での職員間での連携、連帯については、庁舎内外の定期的な清掃やイベントへの協働参画、課内行事を通して課長級が率先して職場内のコミュニケーションをとっていると認識いたしております。

**○田岡秀俊議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** 朝礼のことをちょっと十分言えなかったんですが、朝礼というよりか、朝、課内での業務の意思確認ですね、ミーティング、そういうものが大事なのかなと。きょう、県庁へ行きますよというようなことも、課の中で知らないことがあっては困るので、そういうお互いの連携を十分にさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、2点目であります。不正流用事件、本当に大変な問題が起きてしまいました。随時、報告をいただいておりますが、その中でこの問題、事件が起きた背景に、通帳、証書と印鑑を会計室長が1人で管理をしていたことに問題があるので、これは分離したと。印鑑は副町長が持つようにしたというような御報告をいただきました。

私もその分離は適切だろうと思いますし、1人で処理をしてきた会計管理者が、一番トップがそうことをするというのは想定してなかった事態ではありますが、それをまずは起こ

りにくい体制にするというのが別にすることだと思います。大事なことだと思いますが、そういう教訓を、この事件だけじゃなくて、それぞれ各課における業務についてどうなのかということを見ていただきたいと思うわけです。各課で管理をしている外郭団体とかの庶務、通帳があると思います。そういう通帳と印鑑は担当者が1人で操作できる体制にあるのか。印鑑は課長、通帳は担当者というふうに分けられているのかどうか。その辺が今回の教訓を生かす意味で大切なんじゃないかというふうに考えるわけです。

私も性善説に立っております。しかし、ふと魔が差すといいますか、そういうこともないとは言えません。そういう意味で、今回の問題で学ぶべきものとして、各課で保管をする外郭団体の通帳等の管理について、どうなっておるのかお聞きしたいと思います。できるのであれば、そういうことを指示していただきたい。どの程度あるのかを把握し、会計課と同じような処理をするような体制にしていだけたら私はいいんじゃないかと思いますが、答弁のほうをお願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの2点目の質問に対してお答えいたします。

各課が保管する外部団体の通帳ですが、全体で24件ほどございます。内容といたしましては補助金が伴うものが18件で、町からの補助金に関するものは15件です。そして、通帳と印鑑の保管状況につきましては、事務局として同一に保管しているものが補助金のあるなし含めて13件でございます。

また、管理体制としては、お金の出し入れ、決算については所属長の決済を要しているもののほか、印鑑と通帳を別保管しているものもありますが、現在、管理体制の強化、統一化を図っているところでございます。

補助金の有無や額に関係なく、不正が起きることは関係者に迷惑をかけるばかりでなく、職員自身も責任を負うことを特に自覚して、庁内全体で職員全員が連携して取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ぜひ、今回の事件から学ぶべきものとして、面倒くさくなるかもわからないけれど、補助金といえども外郭団体に入っておれば、それは外郭団体のお金であっても、それは公金というふうに理解をし、意識をすることが大切かと考えます。大変公務多忙、いろんな職員にとっては多忙かと存じますが、お互いにチェックをし合う、そのことが大切かと思うので、改めて総務課のほうで、町長のほうで指示を出していただいて、対応いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○田岡秀俊議長** 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で2時25分まで休憩といたします。

**休憩 午後 2時09分**

## 再開 午後 2時25分

**○田岡秀俊議長** それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可します。

**○大西豊議員** ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います

一般質問は2項目です。町職員の労務管理について。2番目に集落営農について。町職員の労務管理につきましては、今回の一般質問で3人の方々がそれぞれの立場で一般質問という形でしましたが、私も私の見地から一般質問をさせていただきます。

町職員の労務管理について。1番目、現状及び改革について。2番目、管理職昇進昇格の判断基準についてお伺いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西豊議員の、町職員の労務管理について、現状及び改革、そして管理職昇進昇格の判断基準についての御質問にお答えいたします。

労務管理の現状についてであります。出退勤及び日々の日報管理、休暇等の勤怠管理はリテラシステムを利用し、集中管理しております。集計の結果に応じて労働基準法に照らし合わせ、改善すべきところは改善するといった柔軟な対応に努めておるところであります。

また、改革についてであります。普通会計の職員数は平成18年の合併時232人いた職員が2割減の185人となっております反面、業務量につきましてはさほど減少していない中、職員一人一人の負担が大きくなっていることは否めません。今後は限られた職員数で業務を遂行するとともに、時勢に即した改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、まんのう町では行政職として行政職給料表5級の課長補佐以上を管理職として定義いたしております。まず、大卒を例にとりますと、原則5級へ昇格するためには、前級にて2年以上、かつ、行政経験年数13年以上が必要であります。

次に、6級の課長へ昇格するためには、前級にて2年以上、かつ、行政経験年数15年以上が必要であります。以上に加えて、勤務成績が良好であることが明らかなでなければならないとあります。

現在、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第18条、この条件において総合的に判断し、昇格する職員を決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 今、町長のほうから一般的なことを報告されましたが、今回の不祥事でいろいろ資料をいただいた中で、平成30年4月1日以降、その翌月から5月2日より不正が行われていたようであります。そして、今回、不正の発覚になった31年2月4日、地区の方が来庁され、3月6日、懲戒処分委員会処分0.1カ月、6カ月ということが報告されました。なぜその時点で配置転換をしなかったのか。また、懲戒処分委員会の中か

らどのような意見が出たかお伺いします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 大西議員さんの再質問にお答え申し上げます。

本年2月4日に地域の地元の方が役場においでいただきまして、御相談を受けました。その後、本人にも事実確認をいたしました。それは私一人でなしに、総務課長同席いたしまして、事実確認をいたしました。

我々は、先ほど常包議員さんのお話にもありましたように、また、私の気持ちとしては、職員を信頼する立場でございます。職員を問いただして、職員が状況を私どもに話をした、そのことについては、その当時は信じておりました。その結果は、御存じのとおり裏切られる結果となりましたけども、その時点では職員を信じておりました。それに応じて、処罰といたしますか、その時点での処罰をさせていただきました。以上でございます。

**○田岡秀俊議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 今、副町長から御説明ありましたが、実際問題として、こういう懲戒処分案件について、実際処分をされたのであれば、先ほども議会軽視という言葉が出ておりましたが、これは当然議会に報告する案件でなかったのかお伺いします。

**○田岡秀俊議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** この職員の不祥事につきましての公表の判断基準を、今、町といたしましても構築するように検討いたしておりますので、今後はその基準に基づいて処理をしたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** ぜひ二度と起こらないように、そういうことも盛り込んでいただきたいと思います。

次に、3月定例監査になぜ反映されず、議会に報告がなかったのか。議会に対しては適正であったという報告だったと思いますけど、その点についてお伺いします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 大西議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

3月末の月例監査の時点では、元職員のそういう不正行為というのは私どもも把握しておりませんので、その時点では監査をされる監査委員の方もその事実を御存じなかったと思いますので、あくまでも、私どもは、先ほど申し上げましたように、その時点では職員を信頼しておりましたので、そういうことで、月例監査についても、監査委員さんにおかれましては、通常の監査をされたものというふうに思っております。

**○田岡秀俊議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** いろいろ組織組織によって判断基準は違うと思いますが、一般社会においては、そういうことは当然だと思うし、即、配置転換が常識かと思いますので、これも含めて今後の課題として真摯に受けとめていただきたいと思います。

次に、まんのう町の一般会計141億円も扱う管理職の選任に当たっては、結果的です

けど、収入役当時においては、議会の承認とか議決案件でありましたが、これだけのお金、141億円もの一般会計のお金を扱うに当たっては、やはりこういうことも検討の余地はあるんじゃないかと思いますけど、議会と執行者の関係で答えたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 大西豊議員さんの質問にお答えします。

収入役と、それから、今、運用しております会計職員、この違いは、初日の竹林議員さんの御質問の中にもありましたように、特別職と一般職の違いでございます。特別職につきましては、当然、議会の承認を得て収入役に就任するということでございますけども、さまざまな経緯がございまして、国によっては、地方自治法の改正によって、そういう特別職から一般職が会計管理者になるという、そういう事象の法改正をしたわけでございますけども、職務については収入役、それから会計管理者、何らほとんど変わるものではございません。会計管理者になりますと、町長が一般職の職員から任命するという、そういう形式は変わりますけども、任務についてはほとんど法的にも変わるものではございませんので、これからにつきましては、職員を任命するに当たり、今回の事件を教訓にして、慎重に任命したいというふうに思っておりますので、御理解をいただけたらと思います。

**○田岡秀俊議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 次に、ちょうど1年前のまんのう町の広報、また、ことしの6月の広報を見た場合、財産状況が報告されております。事業をしているから、基金が減るのは当たり前ですけど、前年度比べた場合、相当金額が減っております。そういう中で、やはりもう少し町民に対しては親切丁寧な説明が必要ではなかったのか、配慮が必要でなかったかと思いますが、その点について伺います。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 大西議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

ただいま質問のありました6月号広報、これにつきましては、当町の財政事情ということで出させていただいております。先般の全員協議会でも御指摘があったわけなんですけど、財政調整基金、今回、不正な額で横領されたということで、その額については、担当が確認しましたところ、差し引いた額で、今現在、幾らあるかということで、前年より減ったということは、事業に取り崩して使った、あるいは、今、申しました不正額が二千数百万円、3,000万円近いお金ということで書かせていただいておりますが、説明としては十分でなかったということもありまして、今現在、決算認定に向けて記載の仕方、これについて県の自治振興課に問い合わせられておまして、住民の方が納得していただけるような記載状況をしたいということで進めておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 次に、それに関連してですけど、お金を引き出した日にちが、例えば5月2日とか、1月9日とか、平常日だったと思います。それは勤務時間内での不正行為

であります。過去においても、こういう事案について処分を受けた方がいると思いますが、こういうことについても検討されたのかどうか、それと、特にこのお金の部分、本当に地域に非常に大事なお金であります。例えば琴南特定施設基金よりとか財政調整基金ということでもありますけど、こういうものは全て室長の手元にあったものか、判も全て同じ判であったのかお伺いします。

**○田岡秀俊議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 大西豊議員さんの御質問にお答えします。

職員の行動の把握につきましては、正直申し上げまして、逐一、我々が管理をすることは現実的に不可能でございますけども、これも今後の本当に重要な課題だと受けさせていただいております。今後、慎重にまたそういうことがないように、それも踏まえまして検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、基金の支出に関する印鑑でございますけども、これは町長印でございますので、会計室にある町長印を使えば支出ができるというふうに考えております。

**○田岡秀俊議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 全て名目が違っても同じ判ということですか。

**○田岡秀俊議長** 答弁、会計管理者、黒木正人君。

**○黒木会計管理者** 人が違いましても、会計管理者印を全て同じもので引き出ししております。以上でございます。

**○田岡秀俊議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 先ほど、副町長が全ての職員は全部管理できてないということを言われましたけど、基本的には、何年か前に議員提案で、一般質問の中で、車約70台にドライブレコーダーを装着したと思います。それをひも解いてみれば、録音とかデータとか全部入っております。これに限らず、やっぱり管理職である課長、今回の場合は管理職が不正を行ったわけですけど、いろいろ職員の把握についてはよい面も悪い面も、ドライブレコーダーを見れば、運転の仕方とか、どういう運用の仕方とかいうものも、一つの把握できる材料となりますので、せっかく70台、1台3万円、210万円の投資効果が出るように、そういう点についても、ただ事故が起きたときに見るのではなくして、そういうことにも有効活用していただきたいと思います。

いろいろ、今、準備中なので報告できないところがあると思いますが、一般企業と見比べていただいて、改革できるところは早急に改革していただきたいと思いますので、よろしく願いし、1番目の質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

**○大西豊議員** 集落営農について、これまで何回か発言してきました。現状及び今後どのように課題に取り組むのか。農業委員会及び推進委員の役割についてを、再度、質問させていただきます。

町の基幹産業は農業、農業の振興が重要な課題である。国においてもＴＰＰ農業対策として国産農産物の強化による食料の安定供給、受給率向上、農家の減収を補填する保険制度の導入、集落営農の促進、すなわち高齢化社会における持続可能な農業を目指す取り組みが急務であるということで質問してまいりました。

集落営農の現状及び今後どのような課題に取り組むのか、また、農業委員及び推進委員の役割についてお伺いいたします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西豊議員の、集落営農について現状及び今後どのように課題に取り組むのか。また、農業委員及び最適化推進委員の役割についての御質問にお答えいたします。

集落営農の現状になりますが、平成３１年３月末現在で法人の経営体が１２経営体となっております。各集落営農組織は各地域で農業条件に違いがあり、その状況はさまざまにあります。こうした農業条件の違いは集落営農組織の範囲に影響すると見られ、例えば圃場条件が不利な山間地域では大規模な集落営農は成立しにくく、一方、平野部での水田農業地域では、農地集積や競合する農家の状況にもよりますが、合意形成さえできれば、大規模な集落営農組織が成立できると考えております。

これらを踏まえ、地域の農業生産基盤の維持がなければ、その上に成立する経営体としての展開も難しいことは明らかであり、組織の設立には現状に応じた多様な支援が必要と考えます。

また、設立した集落営農組織にもさまざまな課題がございます。

設立から年数が経過している組織については、経営規模の拡大は順調に進んでおりますが、構成員の高齢化が顕著になっているため、次代の主となる構成員の確保が課題となっております。

設立から３年以内の組織については、経営安定のための規模拡大に向けた機械装置の整備、充実、経営基盤の確保が課題となっております。

昨年７月２０日から農業委員会が新体制となり、農業委員会の委員１９名、そして新たに設置されました農地利用最適化推進委員２６名、合計４５名体制で組織活動を行っていただいております。

農業委員会の業務は法令に示された農地法に基づく審議決定のほか、農地利用の最適化に向けた活動などがあり、この農地利用最適化推進活動は担い手への農地の集積や耕作放棄地の発生防止、また、新規就農者や新規参入者への支援活動などに分類されております。こういった業務の中でも、特に地域の集落営農組織の育成や活動支援につきましては、農業委員会の役割は非常に大きいものと考えております。

例えば、地域の農業経営者との話し合いや座談会などに地元委員の皆さんが積極的に参加していただき、集落営農の組織化に向けて前向きな地域の育成を進めることが農地流動化や集積につながり、健全な農業経営母体が設立できるものと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** ありがとうございます。ちょうど私たちの地域も３年前に県の普及所及び農業委員の方々の力をおかりして、１年間、いろいろなシステムなどを勉強させていただき、今現在、法人化による事業運営をしており、ことは国税、県税、町税合わせて約１４万円ぐらいの税金を支払いました。

そういう中で、国の方針に従えば、いろいろな支援策もあるし、将来、規模拡大にも大いに役立つと思います。細かいことを抜きにして、やはり県の普及所は、手を挙げれば、いつでも出前講座をしていただけますので、私たちの地区も、ちょうど１年間ぐらい、毎月１回、夜間、出前講座をしてまいりました。その延長として、今、メンバーは７人ですが、毎月１回、勉強会をしながら、麦の作付とか稲の作付とかいろいろ自問自答しながら、講習会を聞きながら取り組んでおりますので、ぜひ出前講座を担当課において積極的に推進していただくようお願いしたいんですが、そのことについてお考えをお聞きしたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 農林課長、小縣茂君。

**○小縣農林課長** 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどの出前講座の件ですけれども、これもまた推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** やはり出前講座を受けて、国の施策、県の施策、町の施策を理解しながら、一番は１人で機械を持つてではなくして、グループで機械を持つということは、コスト減につながります。それ以外にもたくさんあるんですけど、とりあえずは、出前講座を少しでも、例えば旧町単位で１地区からでも重点的に、手を挙げる方については、積極的に推進していただくことが、まんのう町の農業を守ることだと思いますので、ぜひお願い申し上げて質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、１４番、大西豊君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

１５番、川原茂行君。１番目の質問を許可いたします。

**○川原茂行議員** アジサイの花が、まんのう町、見ごろですね。そして、６月１５日、満濃池のゆる抜きが行われました。雷鳴とともに雨が降りましたが、恵みの雨だっただろうと思います。

町長、満濃池のゆる抜きには随分前から参加されておると思いますが、まず、町長、あのゆる抜きに対する心情、心境をお聞かせいただきます。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの質問にお答えいたします。

満濃池のゆる抜きについてでございますが、うちも自分のところも１町ぐらい田んぼがありまして、小さい子供のときから満濃池のゆる抜きどんと抜けということで、あのころ

は、昔から6月15日だったかなとは思いますが、おやじに連れられてゆる抜きを見に行ったような懐かしい記憶もありますし、そのころは市が立つほどにぎやかなゆる抜きだったかなというふうに覚えております。

つい先般も、15日にゆる抜きに参加させていただきましたが、やはりいつも感じるのは、このゆる抜きをするときに水がどのくらいあるのかなということを心配してみるんですが、ことしはから梅雨というか、雨が少なかった中でも、ほかの地域に比べてはまずまずあったのかなと、まずちょっと一安心したところでございます。

時期的にもちょうど雨が降って、あの雨のおかげで、満濃池の水の流れといいますか、各田んぼが雨で湿っておりますので、水の伸びがいいのかなというふうに、そういったことも感じたところでございます。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** そこで、町長、自分のところも農地を持たれて農業をされておったということで、農業にどこまで関心がおありなのかはちょっと定かでないわけでありますから、今からお聞きいたします。

水がなければいけないのはわかるんです、満濃池ですから。農家の方が例えばどういう心情なのか、町長としての御判断はいかがですか。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

多分、今、この地域の農家の方は、農業についてどのように感じておられるかという御質問でなかろうかなというふうに思いますが、非常に厳しい状況の中で農業をされておるんじゃないかなというふうに思います。私の家の周りも農地ばかりでございますが、その農家の方を見ておりますと、この間、満濃池の、15日、ゆる抜きがありますと、その1週間内ぐらいには、いろんなところの田が植えられておるわけでございますが、私が小さいときでしたら、田植えというのは、農家にとっては1年のうちの一大行事でございます。家族全員で参加をして田植えをしていたという状況を覚えておりますが、今の現状を見ておりますと、年のいったといいますか、かなり高齢のお父さん、お母さんが田植えをしておると。家で若い跡取りというか、息子さんがおっても、余り手伝いもしないし、見向きもしてないというような感じで、実際、田植えをされた面積を見ても、かつての半分ぐらいしか田が植わってないんじゃないかと。半分ぐらいは耕作放棄地になったり、ほかのブロッコリーなりネギとかをつくった田んぼが目立っており、農業に対する意欲がだんだん失われつつあるなということを強く感じております。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** 町長さん、ある意味では、町長さんのところの近所のほうがそういう形ですから、私も通常家を出て、満濃池の下へ参ります。そこからここへ来るわけですが、きょうで10日目なんですね、ゆる抜きして。ほとんどは、まんのう町、この10日間で、田植えをするのであれば植わっておるだろう。今、草が生えておるところは、全て

とは言いませんが、恐らく1カ月後でも草が大きくなっただけだろうと。何割かはいろんな作物を予定しておられる方がおると思いますが、それだけ耕作放棄地が、まんのう町、多くなってきておるのは事実なんです。これは数字にも出ております、まんのう町がですよ。

私が心配しておるのは、国の政策は政策として県へ行き、県からまた自治体に来る。しかし、国のほうは現場の声を聞かせてくれというのも事実なんです。これは活動の世界にいきやわかる。あんた方、割と近所にも要望にも来んなというのは事実なんです。ですから、現場の声が中央へ届いておるのかどうか。国策に乗っかって、また香川県独自の、まんのう町独自の農業政策があるはずなんです。なぜか。農地は所有権者はおりますが、あくまで国土なんです。後でまた出ますが、農地を荒廃させたらどうなるかと。最近地球温暖化のために集中的な豪雨、昨年、西日本豪雨でも香川県の隣なんです。そこが荒れておる。ですから、そういうためにも農地を放棄してはいけない。やっぱり農地は守っていないかん。守っていくけども、守らないけないけども、収入がないから守れない。ここをどうするかが、町長に、きょう、お聞きするところなんです。私は何十遍も、きょうは農林業とここへ書いてありますから、林業もいきますが、なぜこうなるか。農地耕作条件が非常に悪い。まんのう町の場合は中山間部です、農地が。しかし、恐らく地籍調査以前でいくと3,000ヘクタール近い農地があったけども、山間部でやむにやまれず放棄した中でも2,500ヘクタールあるんです。そこを荒らしてどうしますかと。そこで得る収益をどういうところへ持っていくかと。これが一つは7月7日に行われるヒマワリを特産品にしようというのは町長さんの熱意であったわけです。これは我々も後押しさせていただきましたが、町長さんがまんのうの農産物を、ひとつヒマワリをまんのうの特産品にしていこうと、こういう一歩を踏み出された。ですから、ヒマワリを、今、耕作しておる方は大変なんです。割に合わないけども、これをまんのうの特産品としていくんだったら、やむにやまれんなということで、今、つくっておるのが現実でないかと。つくるのも難しいが、問題は出口なんです。売れなきゃどうしようもない、収益が上がらないんですから。これを先般の建設経済常任委員会の中でもお聞きしましたが、学校給食とかそういうものには使われておる。現実にあれから何十日かたっております。今、給食に使われておるひまわりオイルは何ぼですか、教育長。もうあれから数十日たつとるんやきん、はっきりわかるでしょ。

(三好勝利議員着席 午後3時06分)

**○田岡秀俊議長** 教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 給食に使ったのはあれ1回限りでございます。あれ以後については、まだ使っておりません。以上でございます。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** 教育長さん、素直でよろしいです。これ、副町長さん、あなた、町長が忙しいから、会長をされましたね、振興協議会の。会長として、町長さんがやめたからかわりになっただけではいけない。会長として、この間の建設委員会では、それを1回

使ったぐらいで、それで本当に給食に使ってますよという熱意が伝わるかどうか。私はちょっと伝わりにくいんですが、どんなんでしょう。1回でも使ったら、使ったうちだと、こういうようなとり方でいいのか。今後、使っていこうとするのか、どっちなのかお聞きします。

**○田岡秀俊議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 川原議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

私、ひまわり振興協議会の会長を仰せつかっておりまして、議員さんの御質問の中にも言われたように、出口の問題が非常に重要な問題というように思っております。その出口を少しでも間口を広くするためには、いかにそれぞれの需要先を広めていくかというのは当然の話でございまして、その中の一つとして小学校、中学校、あるいはこども園の給食の中にひまわり油を使うということ、これは今後とも回数をできるだけふやして、まずは子供たちにまんのう町のヒマワリのおいしさを味わっていただく、そういうこともこれから積極的に推進していこうと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** これ、広く使っておるという意味と、今後、今から使いますというのは全然違うんです。1回しか使っていないというのがわかったから、これからは使いましょうというんだったら、この間の委員会のときに、これは使ってますと言わなきゃいいんです。1回きりしか使ってませんというかどっちかなんです。給食には使ってますというのであれば、毎日、使いよるとは私も思ってませんが、適当にはやっぱり子供の、いろんな成分分析すればいいわけですから、オイルが要るときには、それを使っておるのかなと、私はそういう解釈をしとった。ところが1回きり。使ったのには間違いはないんです、1回ですから。それで町民の方にも、とりに来た方には1個配布ということでやりましたが、まずはよそで名前を売るんじゃなくて、まんのう町の住民の方に、まんのうは特産品にヒマワリがありますよというのを理解してもらえる努力、これが問題なんです。だから、農業にはっきり言って熱意がない、こう言いたい。でないと、どう解釈するんですか。これは、私、ヒマワリを、まだ仮定の話で、1回目の話なんです、全てにそういうことがある、そう思いませんか。これも後で、ちょっともう一点いきますから、後で一緒にお願いします。

中山間の条件が悪いまんのう町です。国のほうにも農地耕作条件対策事業、これは一体何ぼ事業やってますか。

**○田岡秀俊議長** 建設土地改良課長、河田勝美君。

**○河田建設土地改良課長** ただいまの川原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

農地耕作条件というのは、集落営農の話とはまた別に中山間の。

**○川原茂行議員** 別です。

**○河田建設土地改良課長** ちょっと、今、たちまち資料がないもので、後でまた調べて。

○川原茂行議員 後でまた皆さんに公開してください。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、農地耕作条件、とにかく中山間ですから、条件が悪いところは国のほうが何らかのカバーしましょうと、これは当然なんです。内容はわかっどるけど、私は事業の数を聞いたもんやから、ちょっと何カ所やっておるというのは後からの話、それは仕方ない、それで結構です。

ここで、町長にお伺いします。

耕作条件が悪い農業をしておるまんのう町を、町独自でこの耕作条件対策事業、何かしらありますか、町長。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

ちょっと、今、資料がございませんので、後ほど、また報告させていただきたいと思います。

○川原茂行議員 いや、町長、資料じゃありません。町長が何かこういうものを作ったらええと思うことを言っていたらいい。これに補助してやるわと言うてくれたらいい。

○栗田町長 今、急に言われたもので、すぐに思いつきませんので、申しわけありません。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 私、次の質問もありますから、町長にこれをお願いしておきます。次の議会は問います。耕作条件不利な場所でありますから、今、私がさっき冒頭に言いましたように、満濃池のゆる抜きしてきょうで10日目で、耕作放棄地らしきものが相当目につく。そういう条件の悪いところで農業をやろうとする。ましていろんな面から、条件が悪いわけですから、担い手が少ない。おらないのも現実なんです。それは私も理解しています。ですから、担い手がやってみようかというようなものが必要なんです。刺激剤になるようなもの。一つ提案しておきます。これは提案です。

今、機械が大きくなってます。30年前から大きくなって、20年前からまた大きくなって、10年前からまた大きくなって、現在は大きくなって大型化してます。その中で、トラクター、コンバインは100馬力を超えるようになってきた。田植え機、これは軽油なんです。田植え機だけは、今まではガソリン車だったんです。ところが、これも大きくなったもんですから、軽油になってきた。今、販売しておるのは軽油が多いんです、エンジンが大きくなりましたから。そこで、軽油免税はございますが、それは微々たるものです。新しく農業をやってみようという方が、本当にあずっとするのはこの軽油なんです。これを最終的に軽油免税の上乗せをしてはどうかと。すごく、今、農業をやろうとしておる、まだ本格的に手がかかっておりませんが、おまえどうだといったら、油がようけ要り過ぎてなというのめかなり聞こえてますから、軽油を少なくとも軽油免税の上乗せして、2分

の1になるぐらいまで助成してやれば、かなり変わってまいります。町長、これは宿題です。次回ははっきりお願いしますので、よろしくお願いします。これはそこで置きます。

1番目の質問の中で林業、農林業振興といいますが、議長、いいですか。

**○田岡秀俊議長** はい、どうぞ。

**○川原茂行議員** 林業、これもこの間から出てまいります。人工林に対して50%、森林環境税ですね、林業従事者に20%、人口割りで30%、こういう試算でこられた場合には、今、町長さんのお考えの中で、まんのう町はどういうような発想になりますか。まんのう町にも税金を納めないかん方が9,000人おると思います。国から県に、県からまんのう町へおりてくる金を比較して、森林が守れるかどうか。全てが守れるとは言いませんが、守れるような機運になるのかどうか、試算してみてください。どないなりますか。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの、森林環境譲与税についての御質問にお答えいたします。

森林環境譲与税についてでございますが、まず譲与税の趣旨は森林整備等のための地方財源の安定化、2番目に、市町村を核とした新たな森林管理システムの構築が掲げられており、この目的に対して国民が負担を分かち合うこととなります。実質的な負担は個人住民税の均等割に1,000円を上乗せする形で徴税され、市町村から国の譲与税特別会計に納められ、その後、譲与税基準に従って都道府県市町村に再配分されます。

森林環境税は2024年から開始されますが、これに先立ち、2019年から実施される譲与税の原資は、譲与税特別会計における借入金となっており、2019年度から2021年度まで200億円、2022年から2024年度まで300億円が総額として計上される予定となっております。

なお、償還財源には、2025年度から2032年度までの森林環境税の税収の一部が充てられます。そこで調達された森林環境税収をまず都道府県と市町村で分割いたします。その割合は、最初6年度間を都道府県、市町村2対8で、続く4年間で1.5対8.5、その後の4年間でさらに1.2対8.8、以降に1対9という形で配分されます。制度の趣旨から市町村に分配を大きくすることが設定され、都道府県は市町村の支援に税収を充てることが必要とされております。

使途に関しましては、間伐や路網による森林整備、林業人材の育成確保、木材利用の促進・普及啓発に限定されております。また、使途については後日に公開する必要があります。

譲与基準は、5割を私有林人工林面積で、2割を林業就業者人口で、3割を人口で譲与し、林野率による補正が私有林人工林面積に行われ、85%以上の自治体は1.5、75%以上85%未満では1.3が乗じられます。

譲与基準として、基本的に林業需要を反映する項目が大きいですが、一方で、人口基準が3割に上っております。これにより、必ずしも林業需要がない自治体においても、総体的に

大きな額の譲与税収がもたらされると考えております。

そういうことで譲与税の金額を見てみますと、まんのう町と高松、大きな開きがあるのが現状でございます。我々、当初、想像していたものと大きくその辺が結果的には違っておるかなというふうに思います。これを是正していただくために、今後、町村会等を通じて、県といいますか、国のほうへしっかりと改定を要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** 町長さん、わかりやすい説明でした。１０年後ぐらいに大体まんのう町が掛けるのといただくのが一緒ぐらいにしかならんでしょ。私は、これ、本来は香川県で、国がやる以前に県の森林環境税、これは当時は仮称ですが、違う、そういう名称でない県もありました。これは１０年ぐらい前からまんのう町と三木町ですか、高松あたりは県以外の方が大勢いらっしゃるからなかなかいかないと。もめたあげくに、国のほうが何とかというんで、こういう結果で、私は本来の環境譲与税とは理解できない。町長さんもこれから国のほうへどんどん行こうとしてますから、町長さんも恐らく理解してないんでしょう。これはやっぱり一つも報告、何か調査依頼、何か事前にはなかったんですか。相談、県からもなかったか、どうですか、ちょっとお聞きします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、発表されるまでほとんど内容的なものが伝わってきませんでしたし、県のほうからも相談というものは全くございませんでした。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** これは私だけではないと思います。ほとんどの方が理解できない。まんのう町、香川県を比較すれば、高松とそんなに変わらないのです、森林自体は。国土としての森林は変わらない。金が相当違う。こんな話が森林環境税と私は到底理解できない。ですから、町長さんを筆頭に、関係する課長、副町長、総勢でこれは改定のやり直しを申し込んでいただかなければいけない、異議の申し立てです。こんなばかげたこと、私から言わすと、森林があるところもあんまりないところも変わらないなんて、こんな話がありますか。町長さん、思い切って、これからこの改定に向けてどこまで腰を入れていただくか、決意をちょっと聞かせていただきます。これは時間が少々かかっても、こんな我々理解できません、はっきり申し上げて。高松、あんまり名前出したらよくないから、私、それはちょっと取り消します。人口の多いところと、森林が同じほどの面積を持って、何十倍も金が違うというのは、これは私は理解しにくいんで、理解しやすいような町長さんの意気込みを最後にお聞きします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 森林環境税についての再質問にお答えいたします。

上流は下流を思い、下流は上流に感謝するというような言葉がございますが、そういっ

た意味で、都会の人が納めていただいたもので、上流の森林を整備できるというふうな理解をいたしておりましたが、いざ、実際、交付されて内容を見てみますと、人口割が大きなものを占めております。考えてみれば、税金を納めるといいますか、とるほうの側にすれば、やはり人口が多いところにも、ある程度のお金は譲与税を出すというような考えのもとでああいうようになったかなとは思いますが、本来の森林を守っていくというような趣旨のもとでは、当然理解しがたいものがございます。まんのう町1町ではなかなかそういったことも国のほうへも声も届きませんので、香川県の町村会、また、全国の町村会へも働きをして、早い段階で改定をしていただくように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** それでは、時間の都合上、町長さんに頑張ってくださいことを期待して、期待を裏切らないようお願いして、1番目の質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

**○川原茂行議員** 次は、自主防災組織のあり方ということでございます。

先般、新聞に昨年の西日本豪雨でため池が相当予期せぬところで決壊したと、こういうことで、池の見直しがかかりました。当初は香川県で数百カ所だったのが、今、5,849カ所が対象池になってます。これは香川県に恐らく一万六、七千ぐらいは池があるだろうと思いますが、その中の4割ぐらいが対象池になります。まんのう町には一体池が何ほあって、何カ所が対象になってますか。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんのため池の安全性に対する対策についての御質問にお答えいたします。

ため池の防災・減災対策に当たりましては、防災重点ため池という制度がございます。これは下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と農林水産省が指定することにより、ハザードマップの作成などのソフト対策や堤体の補修などのハード対策を優先的に行うものであり、本町では満濃池を初めとして九つのため池がこの指定を受けておりました。

ところが、川原議員さん御指摘のように、先日の新聞報道にもありましたが、昨年7月の豪雨災害では、全国で決壊した32カ所のため池のうち、防災重点ため池は3カ所のみでした。しかも人的被害が発生したため池も防災重点ため池に選定されていませんでした。

こうした事態を受け、国では選定基準を抜本的に改め、その新たな基準により、香川県が本町と調整して防災重点ため池を選定し直すことになりました。

どのように基準を改めたのかといえば、まず堤高10メートル以上、貯水量10万トン以上という規模要件を撤廃いたしました。また、下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響を与えるおそれがあるという基準をより具体化し、新たな選定基準では、

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるとし、その人的被害を与えるおそれに関する具体的な基準として、一つ、ため池から１００メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの、２番、ため池から１００から５００メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ、貯水量１，０００立米以上のもの、３番、ため池から５００メートル以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ、貯水量５，０００立米以上のもの、４番、地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から、都道府県及び市町村が必要と認めるものという四つの基準を新たに設定しました。

この新たな選定基準により選定し直された防災重点ため池が、本町ではホームページで公表されております８６のため池のほか、ことしの５月末現在で全部で４０３あり、この全てのため池に緊急時の迅速な避難行動につなげる対策としてため池マップや、浸水想定区域図を作成しており、また、池によってはハザードマップも作成いたしております。そして、これらは全て提供することが可能でございますので、自主防災組織がその地域の避難計画などを策定される場合には、ぜひこうしたものを御活用いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** 町長、ちょっと確認なんですが、５，０００立米以上ですか、５００じゃないんですか。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** もう一度、ちょっとゆっくり話させていただきます。

その条件の一つに、ため池から１００メートル未満、ため池の近くですね、１００メートル以内の近くの公共施設があるもの、また、１００メートルから５００メートル、かなり離れたところに浸水区域とか公共施設があり、かつ、貯水量が１００から５００につきましては１，０００立米以上のもの。また、３番目として、ため池から距離が５００メートル以上の浸水区域、家屋、公共施設があり、それにつきましては、貯水量が５，０００立米以上のものということになっております。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** それでは、これは私もこの池の件は相当神経をとがらせてますから、町長、今、おっしゃっていただいたことは大体はわかっておった。

問題なのは、これは総務課長にお聞きしますが、２９年ですか、ちょっと１年、定かじゃないんですが、宝くじの配当でまんのう町に、毎年、最高限度２００万円までの機器材購入するのを募集した経緯があると思います。これはくじ引きで順番を引いていった。その当時の説明では、東南海地震を含めて、機器材２００万円限度ですから、それぞれの自主防災のところが自分なりに計算して、どういうものを買うかと。そしてまた、基本的には自分の命は自分が守るというのが大原則であります、よその被害を見てみますと、やはり共助というのがどうしても欠かせない。倒壊したときには、自分一人でどうしようも

ない場合もあるわけですから、公助までいきますと、どうしても手がつかん。共助までなんです。その機器材の購入するのに対して、今、どうなってますか。毎年、してますか。どんなですか。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 川原議員さんのただいまの質問で、機器整備ということで、自治総合センター、宝くじの売り上げに基づいてコミュニティー助成しようという制度であります。これにつきましては、今、川原議員さんおっしゃったように、29年から受け付けておりまして、30年度では仲南の春日地区で一つ実施しておりまして、今年度につきましては1地区予定で、今現在、31年度が四条大橋になるわけなんです。それを含めて申請が15団体ある状況でございます。当初の、先ほど議員さんおっしゃられたように、2地区ぐらいいけるかなという見込みでありましたが、香川県の総枠か、全国的な枠配分かもわかりませんが、それがちょっとスピード的には遅くなっているような状況でございます。今、自治総合センターのほうへも問い合わせは担当を通じてさせていただいているところでございますが、今現在で15団体、ことしは1地区で、残り14という状況でございます。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** これ、ちょっと私の舌足らずかも知れませんが、最初は14じゃなかったんですよ、当時は。6カ所か8カ所かどっちか、違いますか、最初。それが済んだら、次、受け付けしめようと、こういうような話ですよ。これ、食い違ったら大変な話になる。それぞれが自分のところの自主防災組織の中では説明しておるわけですから、一遍一遍、食い違ったら困る。それはどんなんですか。14カ所が一遍に来たんじゃないでしょうが。最初受け付けしたのは、多かったら8カ所、私が定かでないから、6カ所か8カ所、どっちかだと思いますが、どっちなんです。14カ所ではないと思う。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 川原議員さんの今の御質問でございます。

私、30年度から引き継ぎで受けておるんですが、その6か8かの数字は、今、この場ではちょっと把握できておらなくて申しわけないんですが、確かに、おっしゃるように、今、2年目で31度を迎えておりますが、毎年、申請が追加されて、議員さんがおっしゃった当初の数よりはふえているということで認識はしております。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** それは8カ所でも6カ所でも後で聞いたらわかることですから構いません。おくれるというのが問題で、それぞれの自主防災、自分の命は自分で守るという大原則のもとに申請を各地区がしておるはずなんです。ですから、その機器材を買って訓練をする計画が狂ってしまう。そないしよるうちに、万が一、30年後の確立が70か80かと言われるけども、来んかも知らん。しかし、あしたかも知らん。これがおくれたらどうなりますか。おくれたがためにどうにもならんような事態が起きれば。私

は、これは当初説明があったのは、毎年、一つぐらいはいけますと。だからくじ引いた、順番の。ですから、現在、決まっておるんですよ、200万円までですから。そこへはあれは町が立てかえても、先行投資しても出すべきじゃないかな。片っ方は何年にはこういう機器材を買いましょうと、一人で判断したん違うんです。自主防災組織を設立するに当たって、その中でどういう機械を買うかと。南部消防も行っただけで、当然、総務課にも行ってますよ。ですから、それは、毎年、くじを引いた順番が決まっておるわけですから、もし宝くじのほうから間に合わなくて来ない場合には、そこは立てかえてもやるべきでないか。命あつての物種ですから、訓練できんうちに万が一のことが起きたらどうしようもない。そういうのは最優先すべきでないかと思うんですが、どうですか。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 川原議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

先ほど、年々一つずつということでありまして、14番目だと14年もかかるということでございますので、そうすると、先ほども話がありましたとおり、南海地震及びその他災害はいつ起こるかわからないという状況の中で、地元の自主防災組織、また、地域住民の方々がせっかく計画立てて意識を持ってやっていたいというのも十分認識しております。一つには、宝くじ助成を毎年一つはということで、それを財源に充てようということではございましたが、財政的な措置も伴います。ただ、地域住民の方に待ってもらいなかなか難しいということもございますので、財政的な面からも考えて、これから予算措置等は検討させていただきますが、いずれにしても、議員さんの御了解も理解もいただきまして、ひいては地域住民の方の理解もいただいて進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** 総務課長、自治体の総務課が毎年1カ所いくから順番にしてくださいと、そういう説明をしておいて、向こうから来たら、それは今から財政的なことがあるから考えますとはどういうことですか、一体。そこまで信頼できんですか。町民の方、みんな信頼しませんよ、そういう発想では。一旦、約束したら、何が何でもそれは守らないかん。当然、約束してますから。どう思いますか。今から、財政的なことがあるから、皆さんに相談かけて考えますとはどういうことですか、一体。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 川原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

答弁の中でちょっと説明不足だったと思うんですが、財政的な面で、一つはすることによって動いておりましたので、その面については措置をさせていただきたいということで、そういった面で御協力させていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** そうですか。ちょっと食い違いました。1年に二つも三つもだった

ら、財政的なことがある。当初から一つはいくと。その一つがいけるんだったら、私はそれで十分理解いたしました。時間ちょっとありますけど、やめます。

**○田岡秀俊議長** 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

建設土地改良課長、河田勝美君。

**○河田建設土地改良課長** 失礼します。先ほどの川原議員さんからの質問として、農地耕作条件改善事業の件数ということで、建設土地改良課所管事業としての団体営農地耕作条件整備事業というのは1件のみでございます。先日の建設経済常任委員会で現地確認していただきましたナカ地区の水路改修事業、こちら1件でございます。大変失礼いたしました。

**○田岡秀俊議長** 発言の申し出がありますので、これを許可します。

副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 済みません、お疲れのところ。一般質問の初日のときに、竹林議員さんからの御質問で、資金管理運用検討委員会の開催の回数について御質問がありまして、それについてお答えいたします。

平成30年度は、まず30年7月10日に開催しております。この内容につきましては、基金をいかに安全かつ有利に運用していくかというのを検討するのがこの委員会の目的でございます。利付国債の売却がえについての協議でございました。

それから、9月14日にも開催いたしております。これについても、利付国債の売却がえについての検討でございました。

次、平成31年1月24日にも開催いたしておりますが、これにつきましては、証券会社から有利な取引についてのレクチャーをいただいたということでございます。3回の開催をいたしております。

**○田岡秀俊議長** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、7月2日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

**散会 午後3時51分**

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 6 月 2 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員